

平成30年第1回森町議会9月会議会議録（第1日目）

平成30年9月3日（月）

開議 午前10時00分

延会 午前11時47分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
平成30年度森町一般会計補正予算（第3号）
- 6 議案第 1号 森町学校給食センター条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 2号 平成30年度森町一般会計補正予算（第4号）
- 8 議案第 3号 平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第 4号 平成30年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第 5号 平成30年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第 6号 平成30年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第 7号 平成30年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 13 報告第 1号 平成29年度森町財政健全化判断比率について
- 14 報告第 2号 平成29年度森町資金不足比率について
- 15 認定第 1号 平成29年度森町各会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 平成29年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
認定第 3号 平成29年度森町水道事業会計決算認定について
認定第 4号 平成29年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 16 意見書案第1号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
- 17 意見書案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書
- 18 意見書案第3号 2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 19 議員の派遣について
- 20 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（15名）

議長 16番 野村 洋 君
 3番 加藤 進 君
 5番 山田 誠 君
 7番 河野 文彦 君
 9番 小杉 久美子 君
 11番 木村 俊広 君
 13番 堀合 哲哉 君
 15番 宮本 秀逸 君

2番 菊地 康博 君
 4番 黒田 勝幸 君
 6番 檀上 美緒子 君
 8番 佐々木 修 君
 10番 久保 友子 君
 12番 西村 豊 君
 14番 松田 兼宗 君

○欠席議員（1名）

副議長 1番 三浦 浩三 君

○出席説明員

町 長	梶 谷 恵 造 君
副 町 長	木 村 浩 二 君
会計管理者兼 出納室長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	池 田 勝 元 君
総 務 課 長	長 瀬 賢 一 君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	澤 田 勝 則 君
防災交通課長	小 田 桐 克 幸 君
契約管理課長	山 田 真 人 君
企画振興課長	川 村 勝 幸 君
税 務 課 長	柏 渕 茂 君
保健福祉課長	住 吉 英 勝 君
保健福祉課参事	千 葉 正 一 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	金 丸 由 起 子 君
住民生活課長	島 田 宏 信 君
子育て支援課長	濱 野 尚 史 君
環 境 課 長	山 本 憲 君
農 林 課 長	寺 澤 英 樹 君
農業委員会事務局長	鈴 木 修 一 君
水 産 課 長	岩 井 一 桐 君
商工労働観光課長	阿 部 康 之 君

建設課長	富原尚史君
砂原支所長	落合浩昭君
地域振興課長	角野雄平君
町民サービス課長兼 保健対策課長	池田仁志君
教育長	増川正志君
学校教育課長	安藤仁君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	宮崎弘光君
生涯学習課長	渡邊義教君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長	金丸孝也君
給食センター長	宮崎渉君
さくらの園・園長	金丸義樹君
病院事務長	坂田明仁君
上下水道課長	水元良文君
消防長	東谷直樹君
消防署長	松田光治君

○出席事務局職員

事務局長	菊池一夫君
次長兼 議事係長	村本政君
次長兼 庶務係長	喜田和子君

○会議に付した事件

- 1 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について
平成30年度森町一般会計補正予算（第3号）
- 2 議案第 1 号 森町学校給食センター条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 2 号 平成30年度森町一般会計補正予算（第4号）
- 4 議案第 3 号 平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 5 議案第 4 号 平成30年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 6 議案第 5 号 平成30年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第 6 号 平成30年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第 7 号 平成30年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

- 9 報告第 1 号 平成 2 9 年度森町財政健全化判断比率について
- 1 0 報告第 2 号 平成 2 9 年度森町資金不足比率について

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

平成30年第1回森町議会9月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ではありますが、森町議会会議条例第4条第1項第1号の規定により、9月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席9番、小杉久美子君、議席10番、久保友子君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日9月3日から9月14日までの12日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（野村 洋君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（梶谷恵造君） 行政報告を行います。

6月会議以降、今日に至るまでの主な活動についてご報告いたします。

なお、町内行事、町外行事の重立ったものを参考資料としてお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

今年の夏は、全国各地で猛暑が続いておりましたが、北海道ではすっきりとしない天気が続きました。特に7月には西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫や家屋への浸水、加えて土砂災害が発生し、甚大な被害となりました。被害を受けました地域には心からのお

見舞いを、また不運にも犠牲になられました方々には衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。そして、避難を余儀なくされております多くの皆様方に早期の収束と復興を願うところであります。

さて、町内におきましては、例年どおりに各催事が行われてきました。8月7日からの森稲荷神社例大祭には好天に恵まれ、夏のまつりinもりも盛大に行われたことは大変喜ばしいことです。また、お盆恒例のさわら恋来い夏まつりは、毎年帰省する方々が楽しみにしているイベントでもあります。今年はいにくの空模様となりましたが、砂原商工会の30周年を記念し、花火の打ち上げなど盛大に開催されました。これら祭りなどの成功は、ひとえに実行委員会や関係各位の綿密な準備と協力によるものと感謝申し上げます。今月は、さわらふるさとまつりも開催されますので、成功裏に終了することを願うところです。

さて、7月15日には外ヶ浜町の港まつりが開催され、訪問してまいりました。特に今年は物産館運営振興会も出店し、経済交流も図られたところであります。7月21日にはスポーツ交流事業として、外ヶ浜町の少年野球チームと町内の少年野球チームとの交流試合が森町民野球場において行われ、児童並びに保護者、関係者とともに親睦を深めたところです。8月11日には外ヶ浜町主催の太宰治の歩いた道を走る龍飛・義経マラソン2018に森町より5名の町民と一緒に参加し、スポーツを通じた交流に心地よい汗を流したところであります。また、恒例の静岡県森町との児童生徒による友好親善交流事業は、7月27日、グリーンピア大沼を会場にホストファミリーとともに歓迎夕食会が開催され、にぎやかな交流会に議長、教育長、さらに教育委員の皆様方とともに参加したところです。友好町それぞれに交流が深まるよう今後も機会を通じて積極的に取り組んでまいります。

以上、行政報告といたします。

○議長（野村 洋君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 承認第1号

○議長（野村 洋君） 日程第5、承認第1号 専決処分した事件の承認について、平成30年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 承認第1号についてご説明申し上げます。

本件は、平成30年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

1 ページをごらんください。本件につきましては、平成30年度森町一般会計補正予算の第3回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,871万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ113億4,185万5,000円としたものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。本件は、6月8日及び12日の大雨による被害の復旧修繕経費が主なものになっております。また、大阪北部地震でのブロック塀倒壊に

よる事故後、町内の全公共施設を点検し、危険箇所全ての撤去に係る経費を計上しております。

4 ページをお開き願います。歳入では、財源調整のため繰越金を充当しております。

6 ページからの歳出についてご説明いたします。款 2 総務費、目 4 財産管理費の35万円は、国保病院職員住宅及び本町東部町内会館裏の町有地に面したブロック塀の撤去及び処分をしたものです。

続いて、款 6 農林水産業費、目 5 農地費の585万4,000円は、農道側溝や沈砂池等の堆積土砂の撤去及び洗掘された農道管理道の補修を実施したものです。

続いて、款 8 土木費、目 2 道路橋梁維持費の921万3,000円は、側溝施設の修繕、のり面の崩落による道路補修などを実施しております。また、砂原地区にある排水管の埋塞によりあふれ出た排水が民家の井戸に流入し、使用不能となったため新たに井戸を掘削したものです。

続いて、項 3 河川海岸費の329万7,000円は、河川敷地におけるのり面崩落の改修等を実施したものです。

これらにつきましては、資料ナンバー 1 を提出しておりますので、ご参照願います。

以上で専決処分の報告といたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○6 番（檀上美緒子君） 6 ページなのですが、資料ナンバーでいくと 3 ページになります。土木費の河川海岸のところの補修にかかわってなのですけれども、今の説明であれば 6.8 の豪雨にかかわっての災害が主だということだったのですけれども、ここの森川の部分はそれに該当したのかどうかということがまず 1 点です。

それから、もう一つなのですけれども、森川のこの工事にかかわって、資料ナンバーの 3 のほうで①ののり面の補修並びに川底も整理されてはいたのですけれども、下のほうの右のほうの崩落のところの写真なのですけれども、ここの部分については倒木というか、倒れかかっている木の伐採だけしかされていなかったのではないかということを現地見たときに感じたのですけれども、特にここだけではないですけれども、この森川の結構この近辺なのですが、河原がないので、護岸もされていなくて、木の根だとか土だとかが露出しているところが何カ所かあるのです。ですから、そういう状況からするとここの護岸もあわせてできなかったのかなというのはちょっと思ったのですが、そのあたりについて 2 点お願いします。

○建設課長（富原尚史君） ご質問にお答えいたします。

森川の河川のこの応急的なものにつきましては、のり面が今現在崩れているところをこれを中心に応急的にやるものでございます。

森川右岸側の倒木の部分については、おっしゃるように倒木の部分につきましては除去いたしました。あと、のり面の部分については、これの上流側、そちらを優先しましたので、応急的なものと考えていただければよろしいかなと思います。

○6番（檀上美緒子君） 最初の6.8の集中豪雨災害とのかかわりなのですから、そこを答弁お願いします。

○建設課長（富原尚史君） 6月8日から12日にかけての雨ではのり面の崩落が確認されましたので、その部分で、河川の洗掘とかは以前から進んでいたようですが、のり面の崩落の復旧とあわせて行ったものです。

○6番（檀上美緒子君） 私もよくわからないからあれなのですから、森町の議会というのは通年議会ですよね。ですから、専決事項というのはできるだけ避けたほうが基本的にはいいことではないかなというふうにして思っているのです。それで、今言われたように豪雨災害だとか何か緊急の事態があつて、早急に対策を練るという状況の場合には専決事項としても応急処置ですから取り組むということは必然だというか、必要があるとは思いますが、そうでない場合にかかわっては基本的に議会の中で提案されて、そして議決されて、執行されていくというのが基本だろうと思って、この森川の部分についてはどうなのかなというふうにして思ったものですから聞かせてもらったのですが、そのあたりいかがですか。

○議長（野村 洋君） 檀上議員、これ建設課長には聞く話ではない。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 今お聞きになったとおり、専決処分した報告に対しての質疑であるので、ちょっとそれは逸脱していると思いますので。

（「専決処分したという理由が明らかになってくれればいいです」の声あり）

○議長（野村 洋君） それは、ちょっとこの場で今避けていただきたいと思います。

○15番（宮本秀逸君） ちょっと伺います。先般の大雨のときの災害の専決の承認というようなことなのですから、森町独特の火山灰土壌のために起きやすい災害なのです。大雨のたびにこれ出てきますけれども、資料の1番目にありますけれども、白川地域、①、②、⑤、⑥の固まった部分なのですから、雨が降るたびにここは非常に災害が起きやすい場所なのです。また台風が近づいておりますので、そういうことがなければいいなと、こう願うところでもあるのですけれども、こういったことを何回か今まで積み重ねてきていますので、同時進行で次の対策といいますか、将来的にこうあるべきだみたいな、そういった話し合いがなされているかどうかということだけをお聞きしておきたいと、こんなふうに思います。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

確かに雨が降るたびにこういう形で復旧をしているという状況でございますが、先日振興局さんの協力をいただきながら、何か対策を打てないかということで、例えば小規模治山事業の検討とか、あとは排水特別対策事業、こういったものの検討をしているところなのですが、振興局さんと立会した結果なかなか対策が難しいのではないかとということで話を伺っておりますので、引き続きこういったものに対して農林課として対応してまいりた

いなと思います。

以上です。

○15番（宮本秀逸君） 状況がわからぬでもないのですけれども、この点につきましては町有農地のところからひっくるめてそうだと思うのですけれども、大きな対策をやっていかないとまたこういったことが逐次起きかねない状況でもありますので、そこら辺は強力に推し進めていただきたいと、こんなふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○14番（松田兼宗君） 1点確認なのですが、一番最初の財産管理費のところでは35万、ブロック塀の撤去の話出ているのですが、これは大阪の震災の園児が亡くなっているその影響で調査した結果の撤去なのかどうか。もしそうだとすれば、その対象になったブロック塀というのはここだけで終わったのかどうなのか、その確認だけお願いいたします。

○総務課長（長瀬賢一君） お答えします。

このブロック塀の点検につきましては、先ほど説明したとおり、大阪北部地震でのブロック塀の倒壊による事故を受けて、町としてもどうなのかという状況調査ということで全課に確認を依頼して実施をしたところでは。

それから、危険箇所のある場所の個数は、これで一応全公共施設敷地内にあるブロック塀を点検して、この2カ所を撤去しております。それから、教育委員会のほうで森中学校の教員住宅の敷地内にブロック塀があったのですけれども、こちらのほうにつきましては既存の予算の中で早急に撤去しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第1号 森町学校給食センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○給食センター長（宮崎 渉君） それでは、私よりご説明申し上げます。

議案第1号 森町学校給食センター条例の一部を改正する条例制定について次のように定めようとするものであります。

資料ナンバー2をご参照いただければと思いますので、めくって4枚目です。そちらのほうをご参照ください。そちらのほうで説明したいと思います。森町学校給食センター条例の一部を改正する条例制定についてということで、1つ目、提案理由を記載しております。この間保護者等から要望の多かった森、さわら幼稚園において給食を実施するためということで条例改正するものであります。

改正内容につきましては、小学校及び中学校の給食に支障を及ぼさない範囲において別に必要と認められる施設等に対しても給食が実施できる規定を新設するものであります。

施行日は、平成30年10月1日ということであります。

続いて、2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。森町学校給食センター条例の一部改正新旧対照表ということで、右側、現行の条例、設置ということで第1条、森町立小学校及び中学校の学校給食のため、その調理等の業務を一括処理する施設として、森町学校給食センターを設置するという設置条例になっておりまして、これに対して第2項を新設ということで、左側の改正案、アンダーライン部分、第2項、学校給食センターは、前項に規定する学校給食に支障を及ぼさない範囲において、別に必要と認められる施設等に対しても給食を実施することができるということを新設するものであります。

つけ加えますと、現行1,800食の給食をつくることができる能力を当センターは所有しておりまして、現段階小学生、中学生合わせて、先生たちも合わせて全部で1,250食の給食をつくっております。それに対して今回この後も出てきますけれども、両幼稚園合わせて110人弱くらい、107人の給食提供ということで、施設的な規模でいけば全く問題ないということで、こういった条例改正をしようとするものであります。

以上です。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。

○14番（松田兼宗君） 条例の文を読んでいて不思議に思ったのは、今回の目的というのは幼稚園の園児に対する給食なのですね。だけれども、条例見ると幼稚園ということが一言も書いていない。学校給食に支障を及ぼさない範囲において別に必要と認められる施設等に対して行うと書いてあるのです。この場合に、もちろん幼稚園は想定しているのでしょうけれども、そのほかの施設というのは想定しているからこういう形で書いているのかなというふうに思ったのですが、その辺いかがですか。

○給食センター長（宮崎 渉君） お答えします。

今松田議員おっしゃったとおり、こちらの条例上では幼稚園というふうな記載はしないということで提案させていただいています。それで、こちらの規則でそれぞれの施設を定めていきたいというふうに考えておりますし、現行で今幼稚園だけということで増やしていきますけれども、それ以外の部分も今後はある程度は想定していきたいということで、このような条例改正ということで今回提案させていただいております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 規則のほうで幼稚園と書くという話なのだけれども、それはいいのだけれども、この書き方すると本当に広く入る。具体的に何を想定しているのか。私思うところは、本来であれば、そういう利用の仕方があるかどうかはわからないのだけれども、例えば防災の絡みでいうと避難している人に対する給食を配食するサービスも含めているから、こういう書き方をしているのかなというふうに思ったわけです。最近そういう災害で水害とかなんとかなんとか多い部分があるので、森町でそのことも想定した中で給食のほうで対応できるというふうに考えて書いているのかと思ったものですから、その辺いかがですか。

○副町長（木村浩二君） 私から答弁させていただきます。

今松田議員おっしゃったようなことも想定されております。あらゆる場面でこの学校給食センターを使った中で、災害等の対応に努めてまいりたいということでこういう明記をさせていただいております。

○7番（河野文彦君） 改正内容を見ますと、センターとしての能力は余力があって、小中学校に支障がないからやるのだというふうに僕は見たのですけれども、給食というのは単なる賄いではなくて、教育の一環ということでの給食というものを今回の幼稚園にも取り入れるというところを考えますと、この改正内容の余っているから支障を及ぼさない範囲でやると。では、今能力的にはまだまだ余裕があるから大丈夫だよという話がありましたけれども、もし小中学校の子供たちが増えて、ちょっときつくなってきたよと。では、幼稚園の給食停止しますというのも前提での改正なのかというところをお願いします。

○給食センター長（宮崎 渉君） 河野議員のご質問にお答えします。

現行ではそういった形で、施設に余裕があるからということでのこういった規定にさせていただきたいということであります。授業の一環というよりは、食育の授業という部分で教諭なり、私どものほうでそれぞれの学校のほうに出向いて現行もやっております。そういった延長線上で幼稚園のほうもそういった食育の時間というのですか、食育の授業というのもやっていく予定ですし、栄養教諭が行って、子供たちと一緒に給食を食べるということもやっていくということでもありますので、書き方とすれば余っているからというふうには見えるかもしれないのですけれども、基本的にはこういった形でしか書けなかったものですから、こういった記載になりました。

それで、もう一つ、小学生、中学生が増えたときどうするのだという部分は、現行先ほど言ったとおり今で全部で1,250食で、さらに足ささって今幼稚園の分が110食くらいです。1,360になります。では、1,360食で、マックスが1,800食ですよということで、その残りの分で足りるのか、足りないのかという部分でいきましたら、議員が心配する小学生、中学生が増えてもという場合では十分対応できるというふうに考えて、今回幼稚園のほうにも提供するというところで進めております。

以上です。

○7番（河野文彦君） 今の説明ですと、僕は別に幼稚園に給食は全然いいと思うのですが、及ぼさない範囲においてというような記載をしなければならない理由というのが特別何かあるのか。今後小中幼稚園、3つのこの施設に給食を提供するでいいと思うのですが、こういう保険を掛けるようなもやもやした書き方をしなければならない理由が何かあるのであればもう一度お願いします。

○給食センター長（宮崎 渉君） お答えします。

学校給食については、学校給食法に基づいて提供しているところであります。それで、学校給食法のほうをひもときますと義務教育部分しか実は記載されていなくて、ただこの間義務教育以外の給食提供も全国的に行われてきているという実態がある中で、文部科学省のほうはそれを追認しているというふうに確認はしております。ですので、基本的にはそのベースが、学校給食法のあくまでも義務教育の部分をまずはきちっと給食提供しなければならないという状況がありますので、そこを前提にこういった部分の条例に書かせてもらったという状況であります。

以上です。

○5番（山田 誠君） 今の課長のほうからの話だけでも、学校給食法で給食センターの施設の使用は特定使用目的、これは禁じられているの、はっきり。その辺確認しておきたい。多目的使用も可能だということで今理解はしておるのですが、その辺が余裕があればいいよと、文科省あたりもいいよと言っているだろうと思うのです。法律はだめだよということに多分なっていると思うのだけれども。だから、そういうことで住民の父母の方々が幼稚園でも給食やってくださいということだから、もやもやこの別の必要と認められる施設に対するのだよというふうなことだろうと思うのだけれども、答弁のほうももう少しきちっとわかりやすく話しなさい。私の意見でどうですか。

○給食センター長（宮崎 渉君） 勉強不足で申しわけございません。だめだよとは私は読み解いておりませんが、学校給食法の中では義務教育の部分に限定されて記載されているという部分、そこを前提にこういった条例書かせていただいたということですので、私はそういうふうに理解して進めております。

以上です。

○5番（山田 誠君） ちょっと言葉尻悪いのでないの。今言ったこと、だめなのではない。法律上は適当でないということになる。だけれども、文科省はその余裕があったら、いいですよとは言わないけれども、暗黙の了解で見えていますよということでないの。だめだったらもうできない。その辺ははっきりしてください。答弁がちょっとだめだ。きちっとこれはこれ、あれはあれ、せっかく父母の皆さんが喜んでいのに、今ここでだめだったらどうするの。大変な話だ、町長。もう少しきちっと、あなたさっき勉強不足で申しわけないと言うけれども、その辺もう少しきちっと対応していただきたい。もう一回どうぞ。

○給食センター長（宮崎 渉君） お答えいたします。

渡島保健所、渡島教育局にも事前に確認しておりまして、先ほど河野議員なりに答えた

部分、さらには今山田議員がおっしゃった内容のとおりでございます。

以上です。

○15番（宮本秀逸君） ちょっとお伺いします。私も全くのこういったことに関しては門外で申しわけないのですが、幼稚園に給食を行うということは、これ自体は別に反対するものでもないのですが、実施した場合に、幼稚園という教育機関でございますから、その教育の現場における給食を導入したことによる教育の現場での指導者、先生方の対応といえますか、仕事の分量が増えるとか、そういったことの想定というのはいかがなものなのですか。教育委員会のほうがいいかなと思いますけれども、お願いします。

○学校教育課長（安藤 仁君） お答えいたします。

現場の先生方と協議を今までしてまいりました。その中で、確かに業務は増えるというふうには思っておりますけれども、この給食した場合は先生方対応できるということを確認とっておりますので、先生方には了解済みでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第2号 平成30年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第2号についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年度森町一般会計補正予算の第4回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,271万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ114億9,456万7,000円にしようとするものです。

第2条、地方債の変更は、第2表に掲載のとおりです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。歳入ですが、款14国庫支出金、項2国庫補助金の54万円は、戸籍事務に係る社会保障・税番号

システム整備費補助金を計上するものです。

続いて、項 3 委託金の99万7,000円は、駒ヶ岳地区の受益地調査に係る委託金を計上するものです。

続いて、款15道支出金、項 2 道補助金、農業費補助金の1,453万2,000円は、有機農業に取り組んでいる農家に対して交付される北海道環境保全型農業直接支援対策事業補助金及び農業水路等の長寿命化を図るための農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金をそれぞれ計上するものです。また、林業費補助金の4,145万円は、林業成長産業化地域のモデル事業に対する補助金を計上するものです。

続いて、項 3 委託金の25万円は、北海道道徳教育推進校事業に係る委託金を計上するものです。

次に、10ページ、11ページの款16財産収入の2,022万8,000円は、平成28年に風倒木被害があった分収林の販売分配金を計上するものです。

続いて、款17寄附金では100万円を計上し、小学校の教材備品に充当しようとするものです。

続いて、款18繰入金の7,832万4,000円の減額は、財源調整及び各種事業に充当するため計上するものです。

続いて、款20諸収入、項 4 学校給食収入では、幼稚園給食実施による幼稚園児、教職員の給食費など65万2,000円を計上するものです。

次に、12ページ、13ページの項 5 雑入では、高圧送電線付近支障木伐採補償金として85万7,000円、また平成28年に風倒木被害があった町有林の森林保険金として1億3,510万6,000円を計上するものです。

続いて、款21町債ですが、林業事業債、教育事業債、臨時財政対策債をそれぞれ増額補正するものです。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。歳出ですが、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 4 財産管理費の85万円は、砂原スクールバス車庫の一部用地が民地であることが判明したため、用地買収費を計上するものです。資料ナンバー 3 を提出しております。

また、目 9 防災対策費の88万6,000円は、防災行政無線施設の電気料、電波利用料、防災無線室のエアコン購入費をそれぞれ計上するものです。

また、目11諸費の50万円は、友好町提携50周年記念品として、幼児用の遊具である木の球を敷き詰めたプールを静岡県森町に贈呈しようとするものです。

続いて、項 3 戸籍住民基本台帳費の54万円は、マイナンバー制度に対応するため戸籍総合システムの外字登録についてシステム改修をしようとするものです。

続いて、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 3 社会福祉施設費の145万円は、石倉西部福祉館の井戸ポンプ交換修繕及びみどりヶ丘会館の外構補修工事をしようとするものです。資料ナンバー 4 を提出しております。

また、目 4 老人福祉総務費の304万1,000円は、介護保険事業特別会計及び介護サービス

事業特別会計へ所要の繰り出しをしようとするものです。

また、目 5 障害者福祉費の 2 万 9,000 円は、障害者自立支援給付費道費負担金の交付額確定による返還金を計上しようとするものです。

また、目 8 後期高齢者医療費の特別会計への繰出金の減額は、平成 29 年度からの繰越金を充当したことによるものです。

次に、16 ページ、17 ページの項 2 児童福祉費、目 3 保育所費の 35 万 6,000 円は、尾白内保育所の外壁修繕など各保育所の小破修繕のほか、北海道社会福祉協議会負担金の確定により増額分を計上するものです。

また、目 5 障害児通所支援費の 5 万円は、あいあいクラブにおける電子請求システムの更新手数料のほか、障害児入所給付費道費負担金の交付額確定による返還金を計上しようとするものです。

続いて、款 4 衛生費の 120 万円は、今後の申請を見込み、森町水道未普及地域飲用水確保対策事業補助金を増額しようとするものです。

続いて、款 5 労働費の 1,220 万円は、冬期就労対策事業に係る委託料を計上しております。資料ナンバー 5 を提出しております。

続いて、款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 2 農業総務費の 17 万 5,000 円は、営農面積の増加により環境保全型農業直接支払交付金を増額計上しようとするものです。

また、目 3 農業振興費の 9 万 6,000 円は、基幹集落センターの建築設備等の定期報告調査業務委託料を計上しようとするものです。

次に、18 ページ、19 ページの目 5 農地費の 330 万円は、大雨災害による農道側溝、町有農地の土砂撤去等に係る建設機械借り上げ料を補正しようとするものです。

また、目 6 駒ヶ岳ダム管理費の 1,800 万円は、農業水利施設の長寿命化と管理の適正化を図るため駒ヶ岳ダム支線用水路機能保全計画を策定し、揚水機場の修繕及び支線用水路制水弁の更新工事をしようとするものです。資料ナンバー 6 を提出しております。

続いて、項 2 林業費、目 2 林業振興費ですが、林業成長産業化地域創出モデル事業として、節 13 委託料では森林所有者に森林整備に係る意向調査を行おうとするものです。また、節 19 負担金補助及び交付金では、地域材の安定的、効率的な供給体制を構築するため、町内製材事業者が木材処理加工施設を導入する費用に対し、町を經由して林業成長産業化地域創出モデル事業補助金を交付しようとするものです。資料ナンバー 7 を提出しております。また、炭ずみまで地域材を使おう！もりたくさんプロジェクト補助金は、今後の申請を見込み増額計上をするものです。

続いて、目 4 林道事業費の 94 万 3,000 円は、大雨災害による林道の路肩崩落箇所の補修に係る建設機械借り上げ料及び原材料費を補正しようとするものです。

次に、20 ページ、21 ページの款 7 商工費、目 2 観光費の 55 万円は、つど～る・プラザ・さわら、「YOU・遊・もり」の小破修繕料を計上しようとするものです。

同じく目 3 ふるさと応援対策費の節 9 旅費及び節 11 需用費は、大阪市で開催されるふる

さと納税PRイベントへの参加経費を計上しようとするものです。また、節13委託料の2,324万9,000円は、寄附者の利便性の向上と繁忙期の業務効率の向上を図るため、ワンストップ特例申請及び寄附受領証明書発行業務等を一括して委託しようとするものです。資料ナンバー8を提出しております。

続いて、款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費の56万円は、JR森駅前広場温度計の修繕をしようとするものです。

同じく目2道路橋梁維持費の462万5,000円は、建設車両の修繕料のほか、大雨災害等による町道補修に係る建設機械借り上げ料と原材料費を計上しようとするものです。

また、項3河川海岸費の101万3,000円は、大雨災害による河川、排水施設等の埋塞土砂の除去に係る経費を計上しようとするものです。

次に、22ページ、23ページの項5都市計画費、目2公園費、節11需用費の46万6,000円は、公園内の遊具など公園施設等の小破修繕をしようとするものです。また、節18備品購入費の20万9,000円は、芝刈り機1台を購入しようとするものです。

続いて、項6住宅費、目1住宅管理費、節11需用費の781万円は、町営住宅の小破修繕をしようとするものです。また、節13委託料の190万円は、みどりヶ丘団地及び度杭崎団地の建設設備等の定期報告調査業務委託料を計上しようとするものです。

同じく目2空き家対策費、節12役務費の90万円は、危険空き家の倒壊等による飛散を防止するため、ネット養生手数料3件分を計上するものです。また、節13委託料の1,100万円は、財産管理人と委託契約を締結し、砂原地区に所在する危険空き家の撤去等を進めようとするものです。資料ナンバー9を提出しております。

続いて、款9消防費、目3消防施設費の75万2,000円は、第10分団の小型ポンプのほか消防施設の小破修繕料を計上しようとするものです。

次に、24ページ、25ページの款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費の49万6,000円は、教員住宅の小破修繕等を計上しようとするものです。

続いて、項2小学校費、目1学校管理費、節11需用費の80万6,000円は、各小学校のボイラー部品の取りかえ修繕をしようとするものです。また、節13委託料の45万円は、各小学校に無線LANを整備するため、電波調査業務委託料を計上しようとするものです。

同じく目2教育振興費、節11需用費の3万円及び節19負担金補助及び交付金の22万円は、北海道教育委員会からの委託を受け、尾白内小学校を道徳教育推進校に指定し、事業を実施しようとするものです。資料ナンバー10を提出しております。また、節18備品購入費の100万円は、寄附金を活用し、外国語活動用のプロジェクターとスクリーン5セットを購入しようとするものです。

続いて、項3中学校費、目1学校管理費、節11需用費の296万6,000円は、スクールバスの修繕ほか、各中学校の小破修繕をしようとするものです。また、節13委託料の28万円は、小学校同様各中学校に無線LANを整備するための電波調査業務委託料を計上しようとするものです。

続いて、項4 幼稚園費の26万5,000円は、さわら幼稚園職員室ストーブの取りかえ修繕をしようとするものです。また、さわら幼稚園整備工事調査設計委託料に全額過疎債を充当し、財源振りかえをしようとするものです。

次に、26ページ、27ページの項5 社会教育費、目2 公民館費、節11需用費の35万5,000円は、森町公民館の小破修繕をしようとするものです。また、役務費の48万2,000円は、森町公民館のPCB廃棄物処理手数料を計上しようとするものです。また、節13委託料の33万4,000円は、森町公民館、砂原公民館の建築設備等の定期報告調査業務委託料を計上しようとするものです。

続いて、項6 保健体育費、目1 保健体育総務費の30万円は、各種スポーツ少年団が全国、全道大会へ出場するための参加負担金を計上しようとするものです。

また、目2 体育施設費、節11需用費の41万6,000円は、町民野球場、青少年会館の小破修繕をしようとするものです。

続いて、目3 学校給食費の533万4,000円は、幼稚園へ給食を提供するため、食器、賄い材料費、配送委託料、給食管理・栄養計算システム委託料、厨房関係備品等をそれぞれ計上しようとするものです。資料ナンバー11を提出しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書8ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑のある方は、ページ数を言ってください。

○6番（檀上美緒子君） 14、15ページです。資料でいくと3のところなのですが、財産管理費の公有財産購入費というところなのですが、非常に狭い場所なのですが、先ほどの説明では私有地だったということが判明したという言い方をされたのですが、ということは町有地というか、一括して町のものだという判断があったのが最近ここが町有ではなくて私有地だということがわかったということなのかどうか、その事実関係について1点お願いします。

それと、18、19ページです。農林水産のところのモデル事業のところですが、これも資料7が提示されているのですが、事業主体が町内製材業者というふうに……

○議長（野村 洋君） 檀上議員、1問ずつ出しましょう。

○契約管理課長（山田真人君） お答えいたします。

経過といたしましては、当該スクールバスの車庫、これについては平成9年1月に完成しております。車庫敷地に係る用地買収は、対象となる3筆のうち2筆は平成8年に行っておりまして、同年9月25日に売買による所有権移転登記が完了しております。残りの1筆、本案件の土地でございますが、当時の公図、地番連絡図ともに国有地と誤って表示されておりました。したがって、民地として把握することができず、買収が行われなかったものと考えられます。

なお、公図につきましては、今年になりますが、平成30年4月11日付で錯誤ということで修正がなされております。この登記異動情報により本案件が判明したものでございます。

以上です。

○6番（檀上美緒子君） ちょっと私も土地の問題ってよくわからないのですが、この国有地で買ったときというのは現地きちんと確認はしていないということなのですか。ということなのでしょう。

○契約管理課長（山田真人君） お答えいたします。

2筆は民地として購入済みでありましたが、1筆は国有地と表示されていたため、恐らく国有地の使用については種々手続が必要かと思われますが、その後に手続をしようと思っていて失念した、あるいは引き継ぎがうまくいかなかった等によって今日に至っているものと考えます。

○6番（檀上美緒子君） 資料のほうでいきます。7ページです。ここに事業主体が町内製材業者となっています。そして、事業費が8,640万で、補助額が2分の1以下ということで4,000万ということだと思うのですが、残りは結局町内の製材業者が持つという形になるかと思うのですが、この実施主体の町内製材業者というのは公募するという形になって、これからどこがやるかと、实际的にやるかどうかということが決まるのかどうか、それともある程度希望があって、それなりに実施できるという状況下の中での予算措置なのか、そのあたりのことについて聞かせてください。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、この事業者の公募につきましては、こちらのほうに書いていますけれども、道南スギ産地形成推進協議会、事務局、木古内町と、あと音頭は渡島総合振興局のほうでっております。事業者につきましては、事前に振興局のほうで要望を募りまして、これらの計画に盛り込んで、その事業者が取り組んでいる内容は国のほうに認められて、今回補助金を交付するという形になりました。

ただ、協議会のほうで補助金を受けて、協議会のほうから補助金を出せばいいのですが、何せ任意の協議会ということで、一時立てかえをしなければならないという状況がつくれないということで、今回町のほうにお願いがありまして、町のほうで予算計上をして、補助金を間接補助という形で交付するという流れになりました。

以上です。

○6番（檀上美緒子君） ということは、その推進協議会が事業主体になるということなのですか。町内製材業者が事業主体という、その部分がどういう形で決まるのかというのが知りたいのですが。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、こちらに書いていますけれども、林業成長産業化地域ということで、事業主体が道南スギ産地形成推進協議会のほうで国から認定を受けております。この認定を受けることで、ここに書いていますけれども、林業成長産業化地域創出モデル事業、これらの事業を実施できるということになりまして、振興局のほうで公募をして事業者を募ったときにその事業者の取り組みがある程度国から認められて、今回補助金を交付できるという状況

になりました。

以上です。

○5番(山田 誠君) 21ページ、商工費、ふるさと応援対策費、この中の委託料の2,324万9,000円、応援寄附事業の一括業務ということで受領証明発行、またはワンストップの申請一括代行とあるのだけれども、件数だとか何だとか関係なく、その事業を平成30年度に行うものの全てのものについてこれだけのものを払うのか、何件以内はこういうものを払うのかとか、100件以内は払うとかという何かあるの。ただ雑駁にこういうふうに出すだけ。内容わかりますか。

○商工労働観光課長(阿部康之君) 質問にお答えいたします。

まず、こちらの業務の積算の根拠だと思うのですが、こちらのほうこの額は件数によって変動いたします。まず、ふるさと応援寄附受領発行業務のほうですが、こちらの根拠につきましては、当初のふるさと応援寄附金が今現在10億円で予算見ております。今回の事業、10月1日から3月31日までの半年間になりますので、10億円の半分の5億円として見ております。その寄附金額が1万円で、5億円割る1万円で5万件として見ております。この業務の金額が864万円となります。

続きまして、ワンストップの業務のほうなのですが、こちらのほう例年過去の実績でいきますと寄附者の大体3割の方がこのワンストップ申請をしております。ですので、先ほどの5万件に0.3を掛けますと1万5,000件となります。金額につきましては、1,460万9,000円となります。

以上です。

○5番(山田 誠君) そうしますと、去年みたく30億になったらまだ相当増えてくるとのこと。手数料はいいのだけれども、これいつも言うのだけれども、例えば5億のときは2,000万だよと、10億のときには倍の4,000万だよとか、30億になったら8,000万だよとかと、こうならない、一律パーセントでやられてしまうの。まけるということはないの、この業者は。その辺どうですか。何かやっぱり交渉する必要があると思う。去年みたく30億売ったらもうかってしょうがない、同じパーセントでいったら。そうでなくて、やっぱり商工なのだからもう少し接触するとか何するとかと、売れる町村と組んでやるとか、何かそこら辺考えていますか。

○商工労働観光課長(阿部康之君) 質問にお答えいたします。

こちらは、担当の事業者と打ち合わせする際には、私のほうから山田議員の言ったようなことは毎回お願いはしているのですが、あちらのほうも当然商売でもありますし、またPR活動だとかいろんなものにもかなり経費のほうがかかってくるということを言われております。

以上です。

○6番(檀上美緒子君) 22、23ページです。資料でいくと9です。空き家のところですか。ここで委託料として予算が弁護士に委託するというので3件ですか、出されているので

すけれども、もしそれこそ同じようなことが起これば、またこれだけの金額で1,100万の弁護士費用がかかった形で手続するということになるのでしょうか。

○建設課長（富原尚史君） ご質問にお答えします。

この委託料につきましては、相続放棄している物件でして、その財産管理人の申し立て選任、その委託料と、当然財産管理人が処分するわけですので、その解体費、これも含んでおります。この物件については、抵当権とかがかなり複数ついていますので、その抵当権が全て抹消されると売買できると。そうなった場合は、委託料と売れた金額で相殺されるということなのですが、予算上は最大限かかる1,100万を計上しております。

以上です。

○6番（檀上美緒子君） ということは、弁護士費用というのは解体作業の費用も含めてということですか。全てチャラにというか、きれいにするのに1件につき1,100万の費用がかかるという解釈でよろしいのでしょうか。

○建設課長（富原尚史君） この場所につきましては、建物でいうと3棟です。3棟分で1,100万ということです。弁護士費用というか、財産管理人の手数料も含まれております。

以上です。

○4番（黒田勝幸君） 檀上議員の関連でございますけれども、これわかるのです。1,100万かけて委託するわけですが、借金もあるということだからその辺相殺しなければならぬのだらうけれども、そして最終的に森町には何も入らないということになるのか。1,100万出しっ放しでもう終わりということで、土地いずれ売買した時点で何も町に入らないということでしょうか、認識。

○建設課長（富原尚史君） お答えします。

これから抵当権者と財産管理人で交渉入るのですけれども、森町も塀の補修とかそういう金もかかっていますので、その分については最低限でももらいたいなど。あと、その部分で抵当権ある会社とかそういう部分について、売れたらその部分は抵当権者と相殺するよとか、全部抹消するよとか、そういう部分についてまだ不透明ではありますが、森町にかかった費用、解体費用は入る可能性は残されております。

以上です。

○4番（黒田勝幸君） わかりました。

今この案件で、これ1件で1,100万町で持ち出しするわけですが、今日はこのことでやっているのですけれども、まことに申しわけありませんけれども、こういうものをまだ担当課で抱えている部分というか、物件とかあるのですか。ちょっとお知らせください、ありましたら。

○建設課長（富原尚史君） 相続放棄とかの物件を今調査中でありますが、件数的にはまだ相当ございます。所有者がわかっているものにつきましては、通知というか、お願い文書なりなんなり送って、今年度補助も創設しましたので、それについては今順調に推移してございます。相続財産とか不在者財産については、調査はしているのですけれども、最

最終的に判明するまでにはまだ相当時間がかかるものですから、件数的にはまだまだあります。

以上です。

○7番（河野文彦君） 同じく今の不在者財産の件なのですが、本来であれば建物の撤去なりなんなりというのは抵当権者が進めていくべきことだと思うのです。これを何で森町がやるのか。この建物が危険空き家、本当に周りの住民の方に危険を及ぼすような状態であるですとか、あともともと畜舎でしょうから、町内会のほうから衛生的、景観的に何とかならないかとか、そういうお願いがあったのであれば、町として本来民間の問題でしょうから、ここに抵当権の解除云々まで費用をかけて町が手をかすといえますか、そういう特段何か理由があるのかをお願いします。

○建設課長（富原尚史君） ご質問にお答えします。

この相続財産の放棄につきましては、抵当権者もやる権利はございます。ただし、抵当権者につきましては、費用もかかるということでやらないのが現実です。ただ、危険な空き家ということで、空家法ができたおかげで町もやることができるというふうになりましたので、町のほうで財産管理人の申し立てをして行うというのが実情です。

以上です。

○7番（河野文彦君） この抵当権者というのは、お答えできる範囲でいいのですが、民間の方ですか、それとも金融機関ですか。

○建設課長（富原尚史君） ここの物件につきましては、民間の方もおりますし、金融機関、公庫もかなりの数ございます。

以上です。

○14番（松田兼宗君） まず、17ページの衛生費のところでは森町水道未普及地域飲用水確保対策事業補助金120万計上していますけれども、当初の予算で505万計上しているのです。そして、今回120万補正するのはいいのですが、この補正する場合のこういう類いの補助金というのは、年当初ある程度予想はしていてやっているはずなのだと思うのです。ただ、上限、いつまで、幾らまでというか、年当初505万、120万今回で120%ということになるのですが、普通こういう補助金って件数がどんどん出てきたら、その年によっても全然違うとは思いますが、見込みとしてどの程度対応できるのか。例えば200%対応できるつもりでいるのかどうかというその辺の考え方というか、基準というのがあるのかどうか、まずをお願いします。

○住民生活課長（島田宏信君） 今のご質問にお答えいたします。

例年大体5件程度でおさまっているのですが、今年度につきましては今の時点で既に5件補助の対象となっております。これから降雪までの期間まだちょっと期間がありますので、最低でも1件ぐらいは補正をしようと思っております。それとあと、20万円については、浄水器が申請ありますので、その分と合わせて120万です。

無制限に補助するつもりはありませんけれども、できる範囲で対応していきたいと思っ

ております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 21ページ、土木費、道路橋梁費の需用費の修繕料のJRの駅前のほうの温度計の話なのですが、この温度計というのは雪解けごろから、多分2月か3月ごろに壊れていたはずなのです。ここまで半年間も放置しているというのは、何か理由があるのですか。というのは、町民の方からやっぱりそういう苦情というのは結構あったのです、当初から、温度計が壊れているとかという。そして、表示されない状態がずっと続いている中で、これだけ遅くなるって何かあったのかなと思って、その辺まずお願いします。

○建設課長（富原尚史君） ご質問にお答えします。

修繕の連絡というか、それが建設課のほうに来たのが5月の下旬です。それで、メーカーのほうにどのくらいかかるかというのを見積もりお願いして、あと今回センサーまで全部故障しているということでこの金額を計上しているのですが、かなり抜本的に、潮風の影響で腐食が進んでいるということで、センサー部分まで全部修理しましょうということで、この金額を計上しております。時期については、5月の下旬から6月、それで見積もり依頼したのが6月の中旬でございます。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 最後に、もう一点、25ページの小学校費と中学校費の各小中学校の無線LANの電波調査委託料というのがあるのですが、これというのは学校内全体で無線LANを、要するにワイファイを使えるような環境をつくるということで理解されるのですが、それだけ利用することってあるのでしょうか。普通だとパソコン教室の中で使える範囲内のあれば、ワイファイ飛ばしていればそれで十分な対応なはずなのですが、その必要性についてお願いします。

○学校教育課長（安藤 仁君） お答えいたします。

来年度以降の無線LANの設置なのですけれども、全部というふうには考えておりません。学校と協議しまして、まず各教室が優先されて、例えば使わない教室ですとかには設置はしないというふうに考えております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 全校で使う範囲、一応教室内で使うということを前提にした調査をするという意味だと思いますけれども、それだけそしたら今後タブレットとか、スマホも持っている児童もいるだろうと思うのですが、そういうことも利用される可能性もあるわけですね、もし来年以降そういう設置可能になれば。そういう部分の管理の面でどういう形で管理していくのかの考えというのは当然あると思うのですが、その辺の話をお願いします。

○学校教育課長（安藤 仁君） お答えします。

まず、教室、あとはホールですとか、無線LANをタブレットとか使用して使えるところを想定しています。今議員おっしゃるのは、例えば私物のパソコンですとかスマホは考

えておりません。今年度児童生徒用の端末をタブレット型のノートに更新しようというふうにしていますので、それを来年度以降各教室で使用できたらと考えております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） もう一点最後に、それというのは各教室一斉に使うということを想定しているのですか、それとも一定の授業時間の中で使うとすれば、要するにタブレットの端末というのは1教室に使う分の台数を用意するというふうなことでいいのですか。

○学校教育課長（安藤 仁君） お答えいたします。

今現在パソコン教室に1クラス分を授業できるだけの台数を確保しております。その分の更新となりますので、例えば無線LANの教室にそれを全部持って行って授業するということは可能になります。

以上です。

○7番（河野文彦君） スクールバスの用地の件なのですが、先ほどの説明で本来民地であったのが国有地として登記されていたと。それは錯誤で、手続というようなお話だったと思うのですが、国有地だったものが民間の方が購入されたのが登記されていなかったのか、民間の方のものが国有地として登記されてしまったのが間違いだったのか、そこをまず1点お願いします。

○契約管理課長（山田真人君） お答えいたします。

本来はあくまでも個人の方の民地の土地であったものが公図上国有地と誤って表示されていた、もともと個人の土地でございます。

○7番（河野文彦君） 今回のこの85万円というのは、購入の代金かと思うのですが、そもそも、本来民地を町として占有していたわけですから、その辺の賃借料といいますか、そういうものはこの売買代金の中でというようなお話でうまくついているのか、その辺をお願いします。

○契約管理課長（山田真人君） お答えいたします。

土地所有者の方、町内在住の方でございます。ご本人に対しましては、ご自宅に伺って、経過説明の上、口頭により謝罪してございます。それで、町として土地購入の意思を伝えたところ、快く町に対して土地を売るという了解を得ているところでございます。それで、これまでの賃貸だとか賠償だとかの類いのお金は要らないということで本人から了解を得ております。

以上です。

○7番（河野文彦君） 冬期就労対策の件で、これは僕毎年質問しているのかなという気がするのですが、28年から75%の方が前の年も来たというような記載ですと、この冬期間の就労者の対策が必要だと思われる方が75%がリピーターといいますか、繰り返しこの事業にというようなデータが出ている中で、これはあくまでも町民の方の雇用の場を創出しなければならない、緊急に、だから補正組むのだというような事業だと伺っていましたけれども、では毎年多くの方がまたこれを当てにするとしたらあれですけれども、

頼りにしているという現状を踏まえて、就労対策、町としての何か指導であったり、あっせんであったりですとか、そういう動きをしてもやはり75%の方がまた来てしまうというようなことでよろしいのでしょうか。要は何かこれ以外の対策はしているのかということをお願いします。

○商工労働観光課長（阿部康之君） 質問にお答えいたします。

これ以外の就労対策の関係で町で何かしているかというのは、今のところ特に対策等はしておりません。

以上です。

○7番（河野文彦君） 前年この事業で緊急的に働く場所が必要だという方が大勢いらっしやって、また次の年も来て、この事業をやる前にこの方々に何かもうワンアクション必要なのではないのかなと思うのですけれども、その辺どのようにお考えでしょうか。

○商工労働観光課長（阿部康之君） お答えいたします。

この事業をやる前には、当然広報だとかインターネットで募集のほうの案内はしております。

以上です。

○7番（河野文彦君） 募集とかではなくて、例えば前年この事業に参加されたと。就労場所がない、困ったと。その方々に次の年度はこういう事業に参加しなくてもいいようにちゃんと働くところ、町内でどういうところがあるようですとか、どういう訓練を受けたらいいですとか、そういう指導はしないのですかという質問をお願いします。

○商工労働観光課長（阿部康之君） お答えいたします。

通年ではあるのですけれども、ハローワークの雇用の募集だとかというのは戸籍のほうに置いてあります。何かそういう相談等がありましたら、そちらのほうもありますし、ハローワーク等に相談に行ってもらえればというふうな説明はしております。

以上です。

○13番（堀合哲哉君） 時間来ましたので、手短に冬期就労1点だけ、賃金単価7,200円、労働時間もここに出しております。そして、この10月から北海道も最低賃金の引き上げもございます。そうしますと、7,200円は多分去年と同額かなと私見ているのですけれども、ぜひそういう点も配慮しながら賃金単価の引き上げ等々を含めて、私の隣に事業者さんいらっしゃいますけれども、その辺のところも含めて考えてあげると。ということは、総事業費そのものをもうちょっと引き上げるということが1つと、もう一点は毎年見て、いつもお一人10日間なのです。世の中景気いい、景気いいといったって、さっぱり景気地方まで来ないというのが現実だと私は思いますけれども、そういう中で例えば1日でも2日でも、その年によって雪の降り方相当変化あります。そういう幅を持って、短縮すれではなくてもうちょっと2日、3日でも長くして仕事をしていただくというお考えないのか、ちょっとそれだけ、2点だけお聞かせください。

○商工労働観光課長（阿部康之君） 質問にお答えいたします。

まず、賃金の単価につきましては、こちらのほう作業員の単価につきましては、こちらの資料に書いてあるとおり、森町の臨時職員の雇用の関係と同一の金額とさせていただいております。ただ、交通安全の誘導の賃金につきましては、こちらのほうは国のほうの単価を利用しておりますので、一部引き上げのほうをしております。

あと、日数のほうなのですけれども、限られた予算の中でやっております。ただし、募集人数にもよるのかもしれませんが、その辺はちょっと協議してみたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにいいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第3号 平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 議案第3号についてご説明させていただきます。

本案は、平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第2回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,701万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ26億5,115万6,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書によりご説明させていただきます。4ページ、5ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税及び目2退職被保険者等国民健康保険税につきましては、前年分所得の確定により保険税を精査し、補正しようとするものです。

款4道支出金、項1道補助金、目1保険給付費等交付金の減額補正につきましては、特別調整交付金の減額により補正しようとするものです。

款6繰越金、項1繰越金につきましては、平成29年度繰越金585万8,000円を計上しております。

6ページ、7ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款1総務費、

項1 総務管理費、目1 一般管理費につきましては、平成29年度繰越金が確定したことから、予算額に変更はなく充当する財源内訳を変更するものです。

目2 連合会負担金につきましては、北海道が運用するシステムに係る追加ライセンス購入負担金を補正しようとするものです。

中段、款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費分、下段、項2 後期高齢者支援金等分及び8 ページ、9 ページ中段の項3 介護納付金分につきましては、医療給付費等納付金の精査により納付金を補正しようとするものです。

8 ページ、9 ページ下段、款9 諸支出金、項1 償還金及び還付金につきましては、平成29年度療養給付費交付金が確定したことから、交付金の償還金を計上しております。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○6 番（檀上美緒子君） よくわからないことが多くてあれなのですけれども、まず1つ確認したいというか、お聞きしたいのは、収入のところで一般被保険者のところなのですけれども、医療給付費の現年課税がマイナスの3,075万9,000円、そして後期並びに介護納付金の部分についてはプラスになりますよね。それとのかかわりで納付のほうの歳出の部分なののですけれども、そこで見ますと一般医療の給付のところで減額が、6 ページ、7 ページです、医療給付費分のところの一般保険医療給付のところが減額の1,052万8,000円、そしてその下の保険の部分の後期高齢者の分は156万2,000円が増額、そして8 ページ、9 ページにかかわって介護納付金の部分なののですけれども、ここは減額補正で770万4,000円というふうになっているのですけれども、収入のところで減、増となっているのと支出のところでそれが納付されるときにまたちょっと金額的にも含めて変わっているというその関係性がよくわからないのですが、説明してもらえますでしょうか。

○保健福祉課長（住吉英勝君） ご説明いたします。

まず、収入の保険税の部分ですけれども、平成29年分の所得が確定したことにより、それぞれ精査をしております。支出部分の納付金の部分につきましては、今年度より都道府県化になりましたので、北海道で試算している納付金分について補正しております。この納付金の中には当然町が負担する分も含まれて、一般会計からの繰出金等含まれておりますので、中身について詳しい説明というふうになりますと難しいものがございますので、先日窓口でご説明もしておりますが、再度かなり複雑でありますので、後ほど説明させていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） そういうことで後でということがございますので、詳しいことは聞いていただきたいと思います。

ほかにいいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第9、議案第4号 平成30年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 議案第4号についてご説明させていただきます。

本案は、平成30年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第2回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億4,253万3,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書によりご説明させていただきます。4ページ、5ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料、目2普通徴収保険料66万3,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合の会計が3月末で閉鎖となり、平成29年分として平成30年4月、5月に収納した保険料は、広域連合へ納付金として支出する際には平成30年度分としての取り扱いとなります。このことから、収納した保険料は平成30年度会計へ繰り越しし、支出することとなります。その保険料分の財源が過充当となりますので、減額補正をしようとするものです。

款3繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、職員給与等の精査による補正及び繰越金が確定したことにより事務費繰入金を減額補正しようとするものです。

款4繰越金、項1繰越金91万3,000円は、平成29年度繰越金を補正しようとするものです。

6ページ、7ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、人件費に係る職員手当の精査により補正するものでございます。

中段、項2徴収費、目1賦課徴収費につきましては、後期高齢者医療費システム改修委託料の確定により減額補正しようとするものです。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、繰越金が確定しましたので、金額は変更せず財源内訳を変更しようとするものです。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

す。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第9、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第10、議案第5号 平成30年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（千葉正一君） 議案第5号について説明させていただきます。

本案は、平成30年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第2回目となるものでございます。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,065万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ19億5,169万9,000円にしようとするものでございます。

事項別明細書によりご説明させていただきます。4、5ページをお開き願います。歳入、款5支払基金交付金105万2,000円につきましては、地域支援事業における前年度実績値確定による追加交付であります。

款8繰入金、項1一般会計繰入金5万6,000円につきましては、人件費の増額によるものでございます。

同じく項3基金繰入金840万1,000円、款9繰越金114万2,000円につきましては、介護サービス給付費等地域支援事業における前年度実績値確定により償還金への財源充当とするものでございます。

6、7ページをお開き願います。歳出、款1総務費、項3介護認定審査会費2万7,000円、款4地域支援事業費、項3包括的支援事業・任意事業費2万9,000円につきましては、人件費に伴う増額補正であります。

款5諸支出金、項1償還金及び還付金954万3,000円につきましては、介護サービス給付費等地域支援事業における前年度実績値確定による償還金であります。

以上、議案第5号の説明といたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○6番（檀上美緒子君） 2ページ、3ページになるのですが、繰入金の部分で基金繰入金として補正が840万1,000円増額されているのです。そして、支出のほうで基金の積立金として105万2,000円が補正として計上されているわけですが、この考え方というのはちょっとよくわからなかったのですが、繰り入れる、そしてこっちのほうでは積み立てるという相殺してやるということにはならないのかという考え方なのですか。

○保健福祉課参事（千葉正一君） 檀上議員のご質問にお答えします。

基金の取り扱いについては、前年度の国等の給付費等の負担金等の実績数値に伴いまして、次年度における追加交付分等については基金に積み上げ、償還する部分については基金を取り崩して財源充当としている取り扱いであります。

以上でございます。

○6番（檀上美緒子君） それで、今現在その準備基金というのは幾らあるのかというのはわかりますか。

○保健福祉課参事（千葉正一君） 申しわけございませんが、手元に資料がございませんので、後日の報告とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第6号 平成30年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（金丸義樹君） 議案第6号についてご説明いたします。

本案は、平成30年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第1回目の補正となるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ398万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億4,206万5,000円としようとするものでございます。

事項別明細書にてご説明いたします。４ページ、５ページをお開き願います。歳入の款３繰入金、項１一般会計繰入金、目１一般会計繰入金334万5,000円及び歳入の款４繰越金、項１繰越金、目１繰越金63万8,000円は、歳出でご説明いたします費用へ充当しようとするものでございます。

次ページの６ページ、７ページをお開き願います。６ページ上段、歳出でございますが、款１総務費、項１施設管理費、目１一般管理費の4,781万1,000円に補正額378万円増額し、5,159万1,000円にしようとするものでございます。７ページ上段、節４共済費、節７賃金は、本年６月末日をもち再任用職員が急遽退職したことに伴い、代替職員を雇用しようとするものでございます。節11需用費の修繕料は、主なものとしたしまして受水槽修繕、洗濯室の出入り口扉修繕、給湯暖房管が漏水による修繕、浴室で使用いたします入浴車修繕、調理室内のエアコンの修繕等をそれぞれ修繕しようとするものでございます。節18備品購入費は、施設内の草刈りに要する芝刈り機１台及び消火器４本及び格納箱４箱を購入しようとするものでございます。

次に、６ページ下段、款２事業費、項１施設介護サービス事業費、目１施設介護サービス事業費の１億9,027万1,000円に補正額20万3,000円増額し、１億9,047万4,000円にしようとするものでございます。７ページ下段、節18備品購入費の介護用備品は、入所者の床ずれを防止するポジショニングクッションと入所者のベッドから車椅子へ移動を可能にします介助バーをそれぞれ購入しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第６号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第６号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第７号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第７号 平成30年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（坂田明仁君） 議案第７号についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第1回目となるものでございます。

第2条、平成30年度森町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。支出、第1款病院事業費用、既決予定額11億8,131万円に32万9,000円を追加し、11億8,163万9,000円とするものでございます。

以下、裏面2ページ中段の事項別明細にてご説明いたします。収益的収入及び支出の支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目3経費、補正予定額32万9,000円は、特殊建築物等定期報告調査委託業務でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第7号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 報告第1号

○議長（野村 洋君） 日程第13、報告第1号 平成29年度森町財政健全化判断比率についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 報告第1号 平成29年度森町財政健全化判断比率についてご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

裏面をごらんください。平成29年度普通会計財政健全化審査意見書でございます。中ほどの表の中で実質赤字比率と連結実質赤字比率がありますが、これらにつきましては黒字となりますので、比率は記載しておりません。実質公債費比率につきましては、14.2%で基準値以内となっております。また、将来負担比率は73.1%で、こちらも基準値以内となっております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 以上をもって報告第1号を終わります。

◎日程第14 報告第2号

○議長（野村 洋君） 日程第14、報告第2号 平成29年度森町資金不足比率についてを議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

○病院事務長（坂田明仁君） 報告第2号 平成29年度森町資金不足比率についてご説明いたします。

裏面をごらんください。この表は、平成29年度病院事業会計経営健全化審査意見書でございます。資金不足比率は基準内となっています。詳細につきましては、個別意見をごらんください。

以上でございます。

○上下水道課長（水元良文君） 続きまして、平成29年度水道事業会計経営健全化意見書でございます。

資金不足比率は基準内となっております。詳細につきましては、個別の意見欄をご参照ください。

続きまして、次ページをごらんください。本報告は、平成29年度下水道事業会計経営健全化意見書でございます。資金不足比率は基準内となっております。詳細につきましては、個別の意見欄をご参照ください。

以上で報告を終わります。

○議長（野村 洋君） 以上をもって報告第2号を終わります。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会します。

次回は、9月4日午前10時開会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午前11時47分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成30年9月3日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

平成30年第1回森町議会9月会議会議録（第2日目）

平成30年9月4日（火）

開議 午前10時00分

延会 午後 2時05分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 一般質問
- 4 認定第 1号 平成29年度森町各会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 平成29年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
認定第 3号 平成29年度森町水道事業会計決算認定について
認定第 4号 平成29年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 5 意見書案第1号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
- 6 意見書案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書
- 7 意見書案第3号 2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 8 議員の派遣について
- 9 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（14名）

議長16番 野村 洋 君	3番 加藤 進 君
4番 黒田 勝幸 君	5番 山田 誠 君
6番 檀上 美緒子 君	7番 河野 文彦 君
8番 佐々木 修 君	9番 小杉 久美子 君
10番 久保 友子 君	11番 木村 俊広 君
12番 西村 豊 君	13番 堀合 哲哉 君
14番 松田 兼宗 君	15番 宮本 秀逸 君

○欠席議員（2名）

副議長1番 三浦 浩三 君	2番 菊地 康博 君
---------------	------------

○出席説明員

町 長	梶 谷 惠 造 君
副 町 長	木 村 浩 二 君
会計管理者兼 出 納 室 長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	池 田 勝 元 君
総 務 課 長	長 瀬 賢 一 君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	澤 田 勝 則 君
防災交通課長	小 田 桐 克 幸 君
契約管理課長	山 田 真 人 君
企画振興課長	川 村 勝 幸 君
税 務 課 長	柏 渕 茂 君
保健福祉課長	住 吉 英 勝 君
保健福祉課参事	千 葉 正 一 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	金 丸 由 起 子 君
住民生活課長	島 田 宏 信 君
子育て支援課長	濱 野 尚 史 君
環 境 課 長	山 本 憲 君
農 林 課 長	寺 澤 英 樹 君
農業委員会事務局長	鈴 木 修 一 君
水 産 課 長	岩 井 一 桐 君
商工労働観光課長	阿 部 康 之 君
建 設 課 長	富 原 尚 史 君
砂 原 支 所 長	落 合 浩 昭 君
地域振興課長	角 野 雄 平 君
町民サービス課長兼 保健対策課長	池 田 仁 志 君
教 育 長	増 川 正 志 君
学校教育課長	安 藤 仁 君
社会教育課長兼 公 民 館 長 兼 図 書 館 長	宮 崎 弘 光 君
生涯学習課長	渡 邊 義 教 君
体 育 課 長 兼 体 育 館 長 兼 青少年会館長	金 丸 孝 也 君
さくらの園・園長	金 丸 義 樹 君

病 院 事 務 長	坂	田	明	仁	君
上 下 水 道 課 長	水	元	良	文	君
消 防 長	東	谷	直	樹	君
消 防 署 長	松	田	光	治	君

○出席事務局職員

事 務 局 長	菊	池	一	夫	君
次 長 兼 議 事 係 長	村	本		政	君
次 長 兼 庶 務 係 長	喜	田	和	子	君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 認定第 1 号 平成 2 9 年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 2 9 年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3 号 平成 2 9 年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4 号 平成 2 9 年度森町公共下水道事業会計決算認定について

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席11番、木村俊広君、議席12番、西村豊君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、あわせてお願いいたします。

1、環境美化条例制定について、議席4番、黒田勝幸君の質問を行います。

○4番（黒田勝幸君） おはようございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

環境美化条例制定についてでございます。今世界中で環境問題が大きなテーマとなっております。私たちの森町においても、安全で快適な生活環境と清潔で美しいまちづくりを目指して頑張っているところでございますが、海岸には不法投棄されたと思われる漂流物などが流れ着いております。モラルの低下が指摘されております。また、町内での空き缶の投棄、たばこのポイ捨て、ペットの管理や空き地の管理などについても町民から苦情があり、各町内会もこれらの対策に頭を悩ませているのが現状です。

道には環境基本条例が制定されておりますが、森町としても町に即応した環境美化条例

を制定すべきではないかと私は思っております。この条例は、啓発目的であり、町民が身近な問題として捉え、さらなるマナー向上に努めてほしいという願いを込めての条例ですが、この点について町長はどのようなお考えか伺います。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員の質問にお答えします。

自分の住む町が安全で快適な美しい町であることは、町民の誰もが望んでいることでもあります。町内の取り組みを見ますと、漁港の清掃などについては森港、砂原漁港を隔年ごとに毎年小学生、漁師、漁協等が協力しながら清掃活動を実施しております。空き缶などにつきましては、道路沿いの目立つところにポイ捨て防止ののぼりを設置して啓発活動を行い、春、秋の2回各町内会の協力を得ながら、全道一斉のクリーン作戦を実施しております。また、議員も取り組まれているように、町民の協力を得ながら国道278号の花壇に毎年花を植栽し、フラワーロードとして町の美化運動に取り組んでおります。事例は一部ですが、環境美化意識の向上につながる取り組みです。ごみの不法投棄を初め、空き缶やたばこの吸い殻のポイ捨て、雑草が伸び放題の空き地の解消などを一気に解消することは難しいと思いますが、常に町内をきれいにしよう心がけることに根気よく取り組むことが人の心に意識を植えつけていくと考えます。

さて、啓発を目的とした条例制定ですが、町民のマナー向上のためには具体的に活動することが大切であると考えております。今後も環境美化につきましては、あらゆる方法を活用しながら町民に周知し、美化活動に努めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（黒田勝幸君） 答弁を聞いていると、これからもいろんな形の中で美化活動に努力していくと、町民の協力を得ながらということで、この条例の制定についてはやるもやらないも一言も言っておりません。

まず、近隣のまちですけれども、隣の七飯町でも昭和50年に環境保全条例というのをつくってございますし、平成12年の3月には空き地環境保全に関する条例というものもつくってまして、七飯は特に町外の方が土地を所有していたということで、やはり地元にはないからおさら草が繁茂しているのです。それで、年2回草刈りをしてくださいよということで、自分でできない方は役場のほうで森林組合のほうにお願いして、そして請求書をおくってやるというようなことでずっとやっているそうでございます。北斗市におかれましても平成20年に環境美化条例というのが制定されまして、年2回草を刈っていただいているということで、これはシルバー事業団のほうにお願いして、土地の所有者がお金を払うと。自分でやれない方です。そういうようなことになっております。また、北海道の森町と友好町にあります静岡県の森町でも平成14年に環境美化条例というのが制定されているのです。

それで、森町では今年から新規事業といたしまして空き家対策、危険な例えば建物、こういうものに対して補助金を出して取り組んでいる現状がございます。このことによって、

制度を利用した人はうち壊すことになります。そうすると、空き地がまた増える可能性というの也有るのです。そういうようなことから、空き地というのは所有者が管理してもらわなければならないのですけれども、なかなかそれがそうはいっていません。空き地には繁茂した雑草が放置され、管理不全の状態にあるため、犯罪、交通事故、または火災の発生等になり、かなり衛生的な生活環境を保持することが困難になってくるわけです。そういうようなことから、そういう一つの条例をつくって町民の方々に啓蒙、そしてどうしてもまた言っても守ってくれない人に対しては、それなりの指導なり、ペナルティーというか、そういうようなこともしていかなないと、なかなかこれは解決されないのかなということでございます。

それと、私自身も町内でそういう空き地がありまして、周辺の人から苦情ありまして、役場のほうにお願いして所有者に草を刈ってもらった現状もございます。また、実際に町長、役場の庁舎の周辺にも民有地がすごく背高くなってしまって何年も草刈っていないようなところあります。庁舎は町の顔でございますので、やっぱり庁舎周辺もきれいにしなければならないということです。だから、そういうことも啓蒙する意味合いにおいてもやはり条例をつくったほうがいいのでないかなと、こう思っているのです。

実は、私平成20年の6月議会でこれと同じことを質問してございます。それで、当時の町長さんは、そういうことも必要だけれども、それぞれが気をつけて町をきれいにすることで、身近な問題と捉えて、さらなるマナー向上していきたいなと、こういう答弁しているのです。今と同じなのです、10年たっても。梶谷町長も同じ考えなのです。条例について全然触れていないので、私ももうぼつぼつそういうものも必要だと。だから、よそがやっているから森もやらなければならないということじゃなくて、よそのまちも参考にしながら森町でもいかがですかと。森町としてのそういうもの取り組んだらいかがですかと言っているのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） いろいろと参考事例を提案しながら再質問をいただきました。お答えします。

ご質問をいろいろ伺っておりますと、まずは空き家、空き地対策、まずこれが第一のお話なのかなと。そして、それがきちんとうまくいけば、今度は環境の美化等が確保されて、本当に改めて申しわけありません、条例を制定するというよりもマナー向上につながることがまず第一というふうに、最初のご質問でも啓発目的ということでご質問を受けております。ただ、啓発だけの目的ではなく、やはり条例制定ということはその規則を守らないときには当然指導、罰則、いろんな規定を盛り込まなければならないのではないかなと、そのように考える次第です。ですから、そこまでのことというのは、他人の土地や人の持ち物に対してやれる、そこまでの段階ではないのかなというふうに私は感じておるところです。

平成20年の答弁と同じとは私も思っておりませんでしたが、やはり基本的に町内の方々は自分の身の回り、うちの周りをきれいにしたい、それから常に時間のあるときに草を取

ったり、いろいろとごみ拾いを手伝ってくれたりということは基本的に身につけているのかなと、そのように思います。あとは私の考えを申し上げさせていただきますと、それをもっともっと若い世代にもしつけていく。目の前にごみが落ちていたら拾って片づけてくれると、それから空き缶が落ちていたらちゃんと拾って、ごみ箱や空き缶を捨てる場所に処分すると、そういうものをみんなで心がければ、条例の制定というのはそこまで必要ではないのかなと、今の段階では。そのように考えるところです。

桜まつりなどの期間中でもごみのパトロールということで、私もそうですが、職員にも時間を置くごとに丁寧に回るということで心がけました。何回回っても軽いもの、ビニールや発泡スチールのトレイなどは飛んで歩いております。そういうものをきれいにしたりしていく。そのままにしておくと、そこにまたごみを捨てる方がおりますので、常にきれいに心がけるということが環境美化につながり、目的を達成することではないかなと、そのように考える次第です。

今後につきましてもいろんな取り組み、先ほど一例を申し上げましたけれども、もっともっと子供たちに町を、自分の身の回りをきれいにすることをしつけさせていただいて、そして条例を制定しなくても常にきれいな森町になるように心がけていきたいと、そのように考えております。つけ加えますと、空き家対策、空き地対策につきましては、いろんな点で町のほうでも現在取り組んでおりますので、これも並行して取り組ませていただきながら、きれいな森町を確保していきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○4番（黒田勝幸君） 町長、空き家対策については、古いものを壊すときれいになりますけれども、すぐ建物が建つとそれはそれでいいと思うのだけれども、今までも使う目的がないから壊していないのです。だから、解体したからといってすぐ建物が建つということは、なかなか考えられない。そうすれば、二、三年たつとまた草が生えて、同じになってしまうわけ、まず。そういうことが想定されます。

それと、個々の町民の意識改革で、それぞれがうちの周りきれいにすれば町全体がきれいになると、こういうことですよね。まず、そのほうが先決問題だよということを町長は再三言っているけれども、私もまめしくよそのまち歩くのだ。だけれども、森町は、町全体として余りきれいにできていないほう。まちによってはすごいのです。だからこそういう質問もするのです。町長も随分あちこち歩くのでしょうかけれども、自分の町と比べて、やはり森いいと思っているから、そういうこと言うのかどうかかわからないけれども、本当に七飯町の庁舎なんて行ってみたらまるできれいなのだ。森と問題にならないくらいきれいなのです。手入れしているのです。あそこは庁舎専門に、あの周辺専門に2人雇っているというくらいだから、きれいなのは当たり前なのだけれども、だから決してよそのまちよりいいと私は思っておりません。だから、こういう質問もしてくるのです。だから、町長言っているようなことというのは、いかがものかと私は思っているのです。だけれど

も、その人、その人の考えだから、これ以上しゃべってもしょうがないからやめますけれども、担当課のほうにもいろんなまちの資料も提供してございますので、中身をよく読んでいただきまして、我が町はこれでいいのかということを再認識していただきたいのと、私はそう思っております。

以上で、そういうことでございます。もしこれに対して反論ありましたらお願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問としてお答えいたします。

先ほど来から申し上げております空き家、空き地対策、これにつきましてはいろんな対策だけではなくて、その後の売却まで一応仮の持ち主を弁護士さんなどを立てて進めている状態です。なかなか今までの国の法律から考えますと難しいのですけれども、重要な部分はそのようにして解決をしていけば、最終的にはきちんとした持ち主さんが決まって、そしてきれいにしていただけるのかな、そのように思っております。

そしてまた、本当に私も全国回りながら、いろんな町々ですばらしいなと思うところがございます。そして、我が町でもあのように本当に最高のすばらしいぴかぴかになるような状況をつくり出したいなと思いながら日々行動している、それから取り組んでいるわけですが、我々も昔ながらに小さいときから本当に部屋散らかしたら親には怒られる、当然のことだと思います。そのようにして大人になってきちんとモラルを守る、それから外にごみを捨てたりということをしてない、そういう基本的なしつけが今はちょっと不足しているのかなと、そのように思う次第です。そういう関係から、できれば子供たちと一緒にそういう清掃活動が続ける中で、清掃活動したらまたいろんないいことがある、ご褒美もらえるからやるというのはちょっと違うのかもしれませんが、そのようななしつけにつながってくれば大変ありがたいと、そのように思っております。

森町、道路関係を見ても国道、道道、いろんな所有者によって、その季節によって、町有物ではないけれども、草がぼうぼうのところだとか、そういうところもございます。ですが、そういうところでも町で手を入れて草刈りをしているような場所もございますので、そしていろんな町内会やほかの地域からもここは何とかならないのかという声を聞いたときに、担当課はその都度動くわけにはいきませんが、そのエリアを例えば何か作業をするときに一緒に回るようにしておりますので、これからもしかして手不足の場合もあります。ですから、時間がかかって、たまたま見たときに非常に草ぼうぼうのままになっている場合もありますけれども、季節、それからその時期の行事、いろんなものにあわせながら清掃、そしてきれいにしていく、町を美化するということに取り組んでいきたいと思っております。

以上、再答弁とさせていただきますながら、私もいろんなところで努力をしてまいりますし、議員の皆様方にもご協力をよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 環境美化条例制定についてを終わります。

以上で議席4番、黒田勝幸君の質問は終わりました。

次に、2、伝統的郷土芸能の継承保存について、議席5番、山田誠君の質問を行います。

○5番（山田 誠君） 通告に従いまして、1点ご質問をいたします。

伝統的郷土芸能の継承保存についてということをお願いいたします。近年人口減少の影響等によりまして、各市町村の郷土芸能文化が存亡の危機にあり、我が森町も例外ではありません。現在森町には濁川の越中神楽、森登城奴、権現太鼓、沼尻駒踊り等々8つの郷土芸能がありますが、各団体は保存会を立ち上げまして、後世に継承しなければならないと頑張っておられます。保存会を維持していくためにはかなりの諸費用を必要とし、自賄いに大変苦慮しているのが現状のようでございます。これらの郷土芸能を消滅させず、継承保存するためにも町として応分の助成支援を行う必要があると思います。森町の正式な郷土芸能として指定し、育成強化を図り、町の財産として地域全体が協力支援して継承に努め、公式行事等々で披露することにより、森町の活性化の一助とするべきであります。また、そうすることによりまして各関係事業者等々に多大な波及効果等が期待できるものであり、ひいては森町文化協会の発展にも貢献するものと確信しているものでございます。各時節ごとに伝統あるすばらしい郷土芸能を披露することは、他町村の方々にも感動を与え、森町の地域活性化を図るものでございます。町の施策として、この8団体等を森町の郷土芸能として指定し、助成支援を行い、継承保存していく考えがあるか所見をお伺いいたします。

○教育長（増川正志君） 山田議員の質問にお答えします。

郷土芸能は、地域独特の風習や信仰に基づく地域に根づいたものであり、地域のつながりを強固にするとともに、地域に誇りや愛着をもたらすなど、まちづくりに果たす役割は大きいものと考えております。教育委員会では、文化財保護条例に基づき、民俗文化財、有形文化財、記念物について新たな町指定に向け調査を進め、第2次森町総合開発振興計画に位置づけたところです。そこで、郷土芸能において山田議員質問の町指定文化財への推進や助成支援のあり方を含めた郷土芸能の継承と保存のあり方について検討する会を設定し、検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○5番（山田 誠君） 今後推進して、継承保存していく検討会をつくっていききたいということでございますけれども、森町の郷土芸能としては8種類、教育長もご存じかと思いますが、森町の町民の何割の方々がこれらを知っているかと。私も先般いろいろ会合等々あつて聞きましたが、ほとんど存じていない。その地域の部分については把握はしているけれども、ほとんど知っていない。なぜかと。これは、あらゆる場所で公表、発表する機会が少ないからです。町民の目に触れないからわからない、そういうことだと思います。

例えば町制の30周年記念とか、あと公共施設等々の落成式典とか、また各種のお祭り、

祭典等々に披露すれば、町民の目にも触れる機会が多くなって、残るだろうと私は思っているのです。例えば森町の例から見ますと、今はやっているのは最近食KING市、あとさわらふるさとまつりとか夏のまつりinもりとか、常時披露されていればその催し等々については盛り上がりもしますし、最近夏のまつりinもりもさっぱり尻すばみのような状態で、何もやらない。こういうところにぱっとやると、ほかから来るお客さんも関心を持つわけです。そういうようなことが元気づけられまして、森町の活性化の一助になるというふうに私は思っているのです。

特に私の記憶では濁川の越中神楽、これは本当にすばらしいなと、初めて見たときそう思っています。これは、ちょっとずれますけれども、明治30年に濁川の開拓が始まった。その入植者の出身の神楽の師匠が、豆沢喜三次郎氏が明治43年に愛好者を集めて再興したのが始まりだと、こういうふうに伺っております。これは本当にすばらしい芸であって、表現が悪いですが、大道芸をやっても本当に大変な賛同を得れるものだとは私は思っております。だから、これらの8団体を森町の指定文化財、先ほど検討会をしますと言うけれども、ぜひそういうものを指定して保存して、ある程度応分の助成負担をすべきだと。教育長もご存じかと思いますが、白老町あたりはそういうふうなことを徹底してやっている。年間の行事スケジュールが決まれば、指定した団体は何月はどこどこ、何月はどこどこ、何月はどこどこともう決めてある。今森町の状態を見ると、担当者がその団体に行って頭を下げて、出ていただけませんか、という状態だ。それをもう少し私が言っているようにある程度の諸経費を金かかるわけですから負担して、そういうものにぜひ参加をして、町民の目に触れさせるような方向づけをしていただきたい。そうすれば、今の少子高齢化迎えた中で継承する子供方も多く出てくるのではないかなと。これから森町も観光イベント等々にも力を入れていくわけですが、森町の桜まつり、または森蘭航路、これはウオッチング等々ありますけれども、あとはふるさとまつり等々で披露すると、森町の一つのPRの物件、財産として継承保存して、町の発展のためにもぜひそういうものを継承保存していただきたい。だから、若干のというか、応分の助成がなければ会も大変なのです。だから、これらも含めて、町の財政は今ふるさと創生事業のふるさと寄附金も相当入っていますので、これらのものはそういう文化財、そういうものに使用するのでというような枠どりをして、ぜひ8団体を保存していただきたい。そうしますと、テレビにも森の文化で、ほかの町村は出るのだけれども、森はさっぱり出ない。もう少し媒体をうまく使ってやるという方法も考えたらいかがなものかなと思うのです。ということは、こういう基礎がないから、そういうことはできないだろうと私は思っていますので、その辺を含めて再度お聞きいたします。

○教育長（増川正志君） お答えいたします。

山田議員の郷土芸能にかける思い、また郷土芸能を町の活性化の一つとして活用していくという、そういう思いに非常に共感するものであります。そういった意味で、これから検討会の中でどういった継承保存が必要なのか、またそれぞれの保存会がどのように元気

になるのか、そういったことも含めて検討していきたいというふうにして考えているところであります。

ただ、私は危惧するのは、例えば郷土芸能にかかわっている方々に共通することは、伝統を守っていかなければならない責任とその重さを感じていると同時に、町にある郷土芸能を伝えているという誇り、自尊心、また自分たちが自主的にやっている自主性だとか、そして自分たちが伝えて、そこで演ずる、演奏する、舞をする、または演奏するということについて喜びを感じながら参加しているのではないか、それこそが郷土芸能に携わる方々の一番の思いではないかというふうにして考えるわけです。そこをまず大事にしたい。そのことを大事にしながら検討を進めてまいりますけれども、ただやみくもに8団体等一律に指定や助成をすることが果たしてその方々の自尊心や自主性を損なうことになりかねないかということも危惧されますので、そういうことも含めてまず携わっている方の思い、またそこにある実態等も十分踏まえながら検討を進めてまいりたいと思います。

また、議員から教えていただいた先進地でのことでありますけれども、そこではまちの指定をかけておりますけれども、資料を少し見ましたらその伝統継承者というのですか、教える人にもきちんとまちで指定をして、そういった体制が整っているということであります。ただ単に指定をかけているのではなくて、それを保存する体制も整備するということもありましたので、そういう先進地にも学びながら、森町にとって郷土芸能がまちづくりの一端となるにはどのような方法がいいのか検討してまいりたい、そういうふう考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○5番（山田 誠君） 前向きな考え方が出てきたなというふうに思っております。

私がなぜこういうことを言うかといったら、教育長の言ったとおりなのですが、以前に当時の議員さんがおりまして、森町の、この方は濁川の出身の方で、さっき言った越中神楽の笛があるのですが、非常に笛が上手だと。あなた、どこで習ったのと聞いたら、学校に入学したらすぐ笛を持たされて吹かされたと、こういう話。これがずっと何十年培ってきた練習が大人になって非常に上手に吹けるようになった。そこで、今各学校で総合的な学習の時間というのがあるはずだ。75時間程度あるのか、何時間かよく把握していませんけれども、そのぐらい前後の時間があるので、その中でテーマを郷土芸能調査研究とかそういうものをもし設けれるのであれば設けて、子供の時代からそういうものだということを理屈だけでなくて体でも覚えさせるということが必要でないのかなと。それで、その総合的な学習の時間というのは、いろいろ学校によって授業が異なるだろうと思いますが、他のやるべき授業もあるけれども、できればそういうことの方で進めていただきたい。前に砂原地区の沼尻小学校というのがあったのですが、そこで出たのが先ほど言った駒踊りの部分がいまだに続いているということなのです。だから、できれば学校で、子供たちのほうが素直ですから、覚えたものはずっと一生忘れないという習性という

か、癖があるわけなので、その辺もうまく活用して、この郷土芸能の伝統継承保存に力を入れていただきたいなど。そういうことで、体制的なものもありますけれども、それはだんだん芽生えてくればある程度出てきますので、そういうものを含めてまちづくりの一環として大いに森町を売っていききたいと、または活性化につなげていききたいという思いでございますので、教育長の考え方はわかりますけれども、再度もう一回お願いいたします。

○教育長（増川正志君） お答えします。

各学校で総合的な学習の時間の活用でありますけれども、具体的なことを申し上げますと、3年生以上各学年70時間総合的な学習が教育課程に位置づけられております。今残念ながらそのうちの15時間外国語活動に少し流用して、あと55時間という中で各学校での総合的な学習の時間はそれぞれの地域の自然、歴史、産業等についてふるさと学習を中心に進めているところであります。

議員のおっしゃるように、子供たちに伝承していくことは非常に大切なことだと思っています。私は、大変うれしいことに今郷土芸能を伝えている保存会の皆さん方の様子を見ますと、それぞれ保存会が中心になって、どの保存会にも子供たちがかかわっていて、その保存会の中で伝承していると。これは、非常に保存会の方々の気概といいますか、そういったところが私は非常に感銘しているところであります。たまさか学校でやるということも一つの方法なのですが、私も幾つかの事例を見てきました。学校と地域、先ほどの先進地の事例ですけれども、継承者とそういったセットになって学校へ持ち込むと非常にうまくいきます。しかし、形だけを学校に持ち込んで学校が指導するとなると、先ほど言ったように郷土芸能の精神が伝わっていかない、残念ながら。形は残るのです。教員はわかりますが、DVDやビデオを見て形は整えられるのですけれども、残念ながらふるさとに続いたそういった思いは伝わっていかない。そういったことも考えて、この検討する会ではそういったところの保存会のあり方等についても視野に入れながら進めていきたい。また、保存会の方々の思いも聞きながら、学校の活用が必要であればまた協議も進めていきたいと、そういうふうにして思っておりますので、ご理解を申し上げます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 伝統的郷土芸能の継承保存についてを終わります。

以上で議席5番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、3、ヒグマの出没対策についてを行います。議席3番、加藤進君の質問を行います。

○3番（加藤 進君） 通告に従いまして、ヒグマ出没対策、町長にお伺いをいたします。

近年全国的に熊の出没が多く、新聞やテレビニュース等を騒がしております。北海道各地にはヒグマの出没が多く、中でも森町においては異常で、昨年到现在まで記録のないほどの出没状況が続いております。

当町は農作物の産地として、大半の農業関係者は野菜、果物などを作付しておりますが、毎年これらの農作物にはヒグマなどによる食被害が及んで、大きな損失となっております。

農業の方々は、自衛策で電気柵を設けたり、役場の依頼でハンターに警戒のお願いをしている状況ではありますが、食被害は一向に減らず、ますます増えることが予想されます。これからだんだんと寒くなるにつれ、山中にヒグマの餌が少なくなると里に出てくる可能性が高いからです。ベテランハンターの方は、今森地区の山には農作物を荒らすヒグマは7頭から8頭、駒ヶ岳山麓には3頭から4頭、これは砂原地区も含めますけれども、出没しているだろうと推測されると言っております。また、捕獲用の箱わなは現有6台、くくりわなも数が少なく、非効率的と思えるが、これらについて対処はいかがか。さらには、秋になるとキノコや木の実がとれる時期になり、町民が山に入るのは非常に危険だと思いますが、町民に対するこれらについてはいかがお考えか町長の所見をお伺いします。

○町長（梶谷恵造君） 加藤議員の質問にお答えします。

ヒグマは、全道の広い範囲に分布生息しており、人類との共生が昔から望まれるところではありますが、たびたび人に危害が及ぶなど、事件のたびにこの難しさを実感しているところです。また、最近では海を泳いで離島に移動するヒグマを初め、コンポストの肥料等を求めて出没するヒグマも相次いでおり、対策に苦慮している状況が伝えられております。森町におきましても平成2年に鳥崎川上流においてヒグマによる痛ましい死亡事故が発生しましたことから、すぐにヒグマ被害対策本部を設置し、猟友会を初め警察など関係機関の協力をいただき、今日に至っております。対策本部は、ヒグマの出没状況に応じた人畜及び農産物の被害防止策に取り組む中心的な役割を現在も担っております。

町では、農産物の食害対策といたしまして電気柵購入に対する支援などにも取り組んでおり、さらに緊急を要する場合は防災行政無線を初め、町広報車による注意喚起に努めてきたところであります。今後につきましても前述の取り組みを継続するとともに、箱わななどの台数につきましては猟友会などと協議調整し、対応してまいりたいと考えております。

また、町内外を問わず熊鈴の携帯など、自己防衛のもとで入山を望むところでございますが、町民に対しましては広報もりまちなどにより注意を呼びかけてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○3番（加藤 進君） 再質問をさせていただきます。

ただいま町長が箱わなの件だとか縷々おっしゃいましたが、広報されているのは何回だと思われますか。今まで8月の末現在で何回熊の出没状況が報告されていると思いますか。51回出没状況役場の農林課のほうへ情報が入っていると思われます。それを私は熊が出たから全部町民に対して放送をせいとは言いません。やっぱり住宅地の近くだとか市街地の近くなどに出没した場合には、これは必ずと言っていいほど放送は必要だと思うのですけれども、町の人に聞かれるのです、このごろ熊出なくていいですね。でも、役場のほうには報告が入っている。そうですね。6月、7月の放送しかしていませんから。まして森町の広報を今持ってきたのですけれども、9月号を見ますと5件しか載っていない

いのです、7月、8月分。それと、目撃が9件、痕跡が10件、食害23件、捕獲が2頭、8月10日現在で載っていますけれども、もう少し町民に対して情報を流してもいいのかなと。

今箱わな、これはハンターの方も言われていました。とても足りないのだと。熊が出て、もそれを運ぶ車もないのだと。建設課のほうにはトラックはあるのだけれども、建設課でそのトラックを使っていればおりを運べない。何日も待たされたら、もう熊はいなくなってしまう。このたびようやく渡島振興局のほうからくくりわなが許可が出た。今3つくくりわなをかけているそうです。それもとてもではないが、数が足りない。先ほど私が言いましたように、森町の山には7頭から8頭、その状況を見ても何かしら町の対策が生ぬるいのかなというふうに思わざるを得ません。まして51回も通報が入っていますから、担当職員は本当に疲れています。たまに顔を出すのですけれども、朝早くから夜遅くまで通報が入れば現場に出向く。担当は2人しかいません。もうちょっとその担当のほうも人数を増やして、出たらすぐその現場に駆けつけるような体制をとったほうがいいのかなと。本当にもうこの間も顔出しましたら疲れ果てていました。その辺ももう少し気を使っていたきたいなというふうに思います。

今年の熊の出没状況が例年の違うのは、子連れが多い。非常に子熊の足跡が多いと。これをやっぱり捕獲しないと、来年はまた今年よりも出没が多くなるだろう、今から危惧されているわけでございます。したがって、そういうような場合でも町は箱わなとか、くくりわなは振興局の許可でございますから、そちらのほうも多く許可していただけるような働きかけとか町民に対する広報、もう少し町民に対してアピールしてもいいのかなというふうに思いますけれども、再度町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

加藤議員のいろいろと町民に危害が加わらないようにという非常に思いやりからの質問であるというふうに受けとめております。そういう中で、いろいろな道具、体制のことについてのご提言でございますけれども、さすがにやっぱり加藤議員ご質問のように熊の出没回数は今年は非常に多いです。これは、森町だけではなく全道的に多いです。私たち以前から道の環境部のほうに実際の熊の現有、一体何頭いるか調査したことあるのかと、調査をなさいと。誰かのお話だとこのぐらいいるのではないかという、そういう臆測の数字はあるのですけれども、では具体的に何頭いるか確認したことはないです。恐らく今もされていないと思います。

それから、過去にさかのぼりますと、春熊の駆除ということで、そういったこともしております。しかし、今現在は、一時絶滅危惧まではいかないまでも個体数が非常に激減したということから、そういう取り組みも行われておりません。いろんな状況、それからここ数年台風、それから低気圧のせいで山の中にヒグマの餌になるものが不足しているということで、非常に餌を求めているいろんなところに出るのがこれはやっぱり動物の本能ですから、これをとめるということはなかなか難しいのかなと。そういう中で町民の安全を確保していかなければならないのが私たちの使命だと、それは心から思っています。

そして、そういう広報紙で何回も何回も出すというのは、広報紙は月に1回しか出ませんので、これはやはり効果としてはタイムリーではないのかなと思います。意識としては、見ていただければ非常に危険な状態なのだよというのは恐らく理解できると思いますけれども、実際に皆さん町の中の町民の方々が本当に気をつけていただかないと、危険な場所に、危険な場所と申しますか、当然山菜をとりに行ったときにそこには熊も行きますから、そういったことで過去からいろんな事故が起きているのはそういうせいでもありますので、そこに行く場合には自己判断、そして自分で防衛の環境をつくっていただかなければ、全てを町のほうで保護するということにはならないと、そういうふうに私は考えます。ただ、啓発活動については幾らでもしてこれは問題がございませんので、これについてはいろんな方法をとっていききたいと、そのように思っております。

そしてまた、おりの数やくくりわなの数なのですけれども、わなを仕掛けたら毎回点検しに行かなければいけない。たくさんかければ、それだけ点検する箇所が増えたり、それから万が一くくりわなに熊がかかっていたときにかなり凶暴になっています。そういうところに一般の町民がそばに間違っただけで近寄り過ぎると、恐らくこれはとんでもない被害になります。これが七、八年ほど前に近隣のまちであったために、くくりわなは一時許可が出なかったと、そういう状況が今までであった。しかし、個体数が多くて、居住区にまで熊が出始めている。そういったことから、道のほうでも今年の4月から特別許可を出していただきました。これは知事許可ですので、何とか願いがかなっただけ、箱わなを運ぶそういう手間が省けて、スピーディーにくくりわなであればできるなど、そのように感じております。

畑の作物を守るために農業者はどんどん電気牧柵でもって囲ってまいりますので、その囲っている分熊が入れないと里のほうにどんどんおりてきます。今後その辺もちょっと安全を確保しながら、電気牧柵についても近くにかける場合には次どこに出るかというのでも考えながらやらなければいけない。安全を確保しながらかけなければいけないので、この辺は慎重に我々も考えて、担当のほうでも非常に苦慮している状態です。いずれにしましても、そういった事故につながらないようにいろんなところで今後も検討していきたいと、そのように思っております。

そしてまた、猟友会も以前同僚議員の方々からご指摘をいただいていたようになかなか高齢の方々が進んだり、人手の確保ができなかったりということで、対応が後手にならないように、メンバー少しずつ増えてはおりますけれども、もっともっと充実させるような、もしくはお願いできるようなところがあれば、そういったところにもお願いしながら進めていきたいと、そのように思っております。

事故がないように今後も緊急時には防災無線で町内全域に知らせると、そういうことを取り組みながら、事故のないそういった部分で続けていきたいと、そのように思っております。

以上です。

(何事か言う者あり)

○町長（梶谷恵造君） 続きまして、職員の配置でございますけれども、今現有担当2人ということではありますが、緊急時には常備行くということではなくて、その辺は全体のバランス、それから時期的なこともあったりということもございますので、ちょっと調整を図りながら取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○3番（加藤 進君） 電気牧柵、非常に山に行きますと至るところに設置されている。その弊害も今出てきているのです。濁川地区であれば、三岱地区の畑作の周りには電気牧柵がいっぱいある。それで、食被害は減ったのですけれども、その分濁川の人里においてきている、そういうふうな弊害も出ていますので、それらについてもこれから担当課のほうで検討してもらいたいなというふうに思います。

それで、電気牧柵の件なのですけれども、町に申請してから、上限で10万の補助があると。それが10日もかかるのだと。今熊が出て、畑でカボチャだとかスイカだとか食害に遭っているのに、10日も時間かかるのではちょっと遅過ぎるよな、時間かかり過ぎるよなという農家の方の意見が大半です。それをもう少し時間を短縮して、例えば3日なり、5日なり、1週間なりで出すような方策がないのか、その辺をちょっと検討してもらいたいなというふうに思います。その1点でございます。よろしくお願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

熊に関しましては、役場の現有職員にも限界がございますので、1点、JAにもいろいろ見回りですとかそういう点では協力をしていただきたいなと私は思っておりますので、これは申し入れるということをまず申し添えておきます。

そしてまた、補助についてなのですけれども、出してから申請すること自体が遅過ぎると思います。事前に自分たちで計画を持って、ここにも来るかもしれないということでもう少し早目に申請をしていただくように伝えていただきたいなと、そのように思います。すぐということは、やっぱりなかなか町の手続上若干の数字は、極力短くすることについても努力いたしますけれども、もう少し事前に囲って、そして熊の被害に遭わないようにされるようによろしくお伝えください。

以上です。

○議長（野村 洋君） ヒグマの出没対策についてを終わります。

以上で議席3番、加藤進君の質問は終わりました。

11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

少し私語が多いという私に対しての注意が入っておりますので、ひとつ皆さん慎んでください。

次に、4、不育症の周知や患者支援の推進について、議席15番、宮本秀逸君の質問を行います。

○15番（宮本秀逸君） それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

不育症の周知や患者支援の支援について。不育症とは、2回以上の流産、死産や早期新生児死亡、生後1週間以内の赤ちゃんの死亡をいうそうです、を繰り返して、結果的に子供を持てないことと定義されております。流産の確率は年齢とともに上がるため、晩婚や晩産化が進む近年では深刻な問題の一つでもあります。厚生労働省の実態調査では、全国で約140万人、毎年3万人が新たに発症しているといわれています。しかし、厚生労働省研究班によると、検査や治療によっては80%以上の方が出産にたどり着けるとも報告されています。つまり不育症を知り、適正な検査や治療をすれば多くの命を守ることができるということです。以下、伺います。

1番、不育症について町ではどのような認識をお持ちなのかを伺います。

2番、気軽に相談できる窓口体制が必要であります。相談窓口と周知啓発をどのように行っているのか。

3番、不育症の方の検査や治療の多くが保険適用されていないと聞きます。患者支援として経済的負担軽減を図り、治療を受けやすくするための治療費助成制度について考えを伺います。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 宮本議員の質問にお答えします。

町では、少子化対策につながるものとして、不妊に悩む方々の経済的負担を軽減するため、平成28年度から不妊治療費の助成事業を実施して、治療費の一部を助成しているところであります。

不育症という病名は、ふだん余り耳にすることがない言葉ですが、妊娠しても流産や死産を複数回繰り返してしまう状態と認識しております。不育症の治療は、妊娠を維持するために流産や死産の要因を多くの検査により見つけ出し、治療を行うため、予防医療として健康保険が適用にならない項目も多いのが現状です。

不育症に対する相談体制につきましては、北海道は不妊専門相談センターとして旭川医科大学病院産婦人科、女性の健康サポートセンターとしては各道立保健所を相談場所として周知しております。森町保健センターに相談があった場合は、受診されている医療機関や保健所と連携を図りながら、適切な対応をまいります。また、今後につきましても母子健康手帳発行時などにおいて制度や相談窓口の周知を図ってまいります。

不育症治療費助成事業につきましては、平成29年4月より北海道において実施されております。不育症の検査や治療は、町としても重要と考え、経済的負担を考慮して助成制度

を今後検討してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（宮本秀逸君） 本当は女性の方がやるべきような内容でもあるかとは思ったのですが、正直なところ私もつい二、三カ月前まではこういった言葉すらわかりませんでした。資料をいただいて初めてわかったような状況でもございました。ただ、こういった内容がある程度聞いておりますと、非常に少子化が進む中での対策としては、これは先ほど町長が言われたとおり、これはぜひやっていかなければならぬ問題だなと、こんなふうにも思っておりますので、質問させていただきました。

先ほど申し上げましたこの数字が全国で140万人、新たに3万人が毎年発症するというところでございます。この中で、治療を受けて治って、克服していかれる方も当然あるわけでございますけれども、この数字からただ推測するだけではちょっと乱暴かもしれませんが、私たちの森町にも何人かの方が当然いらっしゃるであろうということにもなっております。そういった意味で、やはり女性の方というのは子供さんを授かったときの思いというのは、男性にはちょっとわかりづらい面がありますが、もし亡くなられたとしたら大変な悲しい思いをされるわけでもありましようから、ぜひこの対策は進めていただきたいなと、こんなふうにも思うわけでございます。ということから考えていきますと、現在森町で何人かの方がいらっしゃるはずでございますので、そこら辺の想定を担当課等でやられながら、また先ほど相談があったら保健所等といろいろ相談していききたいみたいなお話もございましたけれども、この言葉を周知させるということが非常に重要だと考えますので、例えば学校での取り上げとか、そういったことも当然検討されていくべきではなかろうかと、こんなふうにも思っているところです。旭川医科大学、それから道立保健所の先ほどお話がございましたけれども、相談に行きづらい、どこに相談したらいいのかというのが当然患者さんには、そういった症状をお持ちの方にはあると思われまますので、そこら辺の周知がやはり大事だと思います。今申し上げましたようにその年齢に達しない段階からの教育と申しましようか、言葉の周知というか、そういったことが当然必要になってこようと思っておりますので、そこら辺をぜひ取り上げていただきたいなと思います。

町としても助成も検討したいということでございましたので、そこら辺は本当に前向きな検討だというふうに思いますので、その周知の方法、周知の決意等、そういったことについてお伺いしたいなと、こんなふうに思いますけれども。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

人類が誕生してから現在まで、まず最初から戦ってきたのは目に見えないウイルスや病気でした。今現在では、人間のDNAの解析でさえ数時間で終わると、そういう非常に医療機器、医療技術が発達して、いろんな治療ができ、もちろん長寿命化を図られておりますが、このような不妊症に関する治療も間もなく、今80%と言われておりますけれども、もっともっと確率高く治るようになっていくのだらうなと、そのように思っております。

そういう中で、森町の中に町内に何人いるかちょっと定かではございませんけれども、万が一不育症になられた方、相談窓口等をまず周知徹底しなければならないと。徹底という言葉がふさわしいのかどうかは別にいたしまして、先ほど申し上げましたけれども、当然妊娠初期には母子健康手帳発行に窓口に来られると思います。一番確かなのは、その窓口に来られたときにこの制度、どういう制度なのか、それからどこに行けばいいのかというものを周知するべきだろうと、そのように思っております。この内容につきまして非常にデリケートで、対象者の心情も考えなければならないという、近隣の市町でもこれはもう既に取り組まれている自治体もございますが、やはりなかなか表にはこういう話というのは出てまいりません。ご本人の心情、それからそういった個人的なプライベートな部分をきちんと保護された上で進めるべきことだと、そのように思っております。今後も窓口に対しては、来られた方きちんと周知をさせていただきながら、本当にできればお子様を授けられるように心から願いながら取り組ませていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○15番（宮本秀逸君） 本当に細やかな配慮が必要な問題だろうと、こんなふうに私も思うわけでございます。これは資料の数字でございますけれども、こういったときダメージ、ショックを受けた女性の方の約4割がストレスとなって残っていくのが現実だというふうな数字もございます。そういったことを想像しますと、本当にきめ細かな気配りといえますか、細やかな配慮が必要なのだと、こんなふうに思います。男性にはなかなかわかりづらいような内容でございますけれども、ある意味こういった話が社会にも大きく浸透することによって、病気克服のための周知とか、それが知れ渡るようになるのではないかと。このような想像もいたしますので、そこら辺の周知もあわせて今後気を配りながらやっていただきたいことを申し上げて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

以上です。

○議長（野村 洋君） 不育症の周知や患者支援の推進についてを終わります。

以上で議席15番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時24分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、5、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料についてと学校プールの現況と学校施設長寿命化計画の策定について、議席6番、檀上美緒子君の質問を行います。

初めに、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料についてを行います。

○6番（檀上美緒子君） それでは、1問目、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料について一般質問いたします。

今年の4月から国民健康保険の都道府県化となり、それに伴い道から示された納付金に対してそれぞれの自治体が負担割合を決めて保険税が確定され、6月に提示されて徴収が始まりました。介護保険料は、3年ごとの見直し、今年から第7期が始まり、介護保険料も見直しされましたし、後期高齢者医療制度の保険料も2年ごとの見直しで、今年から特に低所得者への軽減措置がなくなりました。今年は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料と3つが同時に見直しされ、新聞報道では国民健康保険では安くなったところもありますが、森町においてはいずれも増額となっています。ですから、6月の通知を見て、8月の年金支給額を見て驚かれた方が多かったかと思います。とりわけ国保税では、均等割が1万4,300円も増額になっています。子育て支援として森町では、医療費や小学6年生の修学旅行費、保育料等の補助事業に取り組んでいることはとてもいいことと評価していますが、この均等割の大幅増額は子育て世帯にとって子供の数だけ増額していきますから、大変な負担となります。旭川市では、この4月1日時点で18歳未満の被保険者の均等割保険料を所得制限なしで3割減免しているといえます。また、埼玉県ふじみ野市では、第3子以降の均等割の全額免除も実施しています。森町としても子育て支援の充実を図る上から、均等割の負担について検討するべきではないかと思います。この点について町長の所見を伺います。

国保、介護、後期高齢者医療、いずれも根本的には社会保障としての制度の確立が必要ではないかと考えています。今のように医療や介護の費用から受益者負担とばかりに保険料や保険税、利用料に転嫁するシステムではもう払える限界となっています。現に森町高齢者福祉総合計画、今年度から32年度までの第7期ですが、これによれば介護保険料が平成37年予想で現在の月額6,520円の1.26倍、8,229円としています。年金初め現役労働者の賃金も横ばいか、実質的には低下さえしている状況で負担ばかりが増幅されては、制度自体の存亡にもかかわります。現に若い層での年金含め納入率が厳しい状況となっています。全国知事会では、平成27年に子供の均等割の軽減や地方の自主的な取り組みへのペナルティー廃止等を要請していますが、これらも含め財政確保のため国への要請など不可欠と考えますが、町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料については、今年度において改定をさせていただきました。それぞれの保険税等につきましては、医療給付費、介護給付費の状況が影響している中で改定を行っております。国保税につきましては、新聞などで報道され、森町の増減率は他市町村との比較では高い数値ですが、具体的な税額では近隣町と比較して大きな差は出ておりません。また、国保税の均等割額につきましては、減額することにより必要額に不足が生じ、確保するためには平等割額の引き上げが必要となり、単身者の負担が増額するなど他とのバランスが崩れることとなります。

さて、社会保障制度の確立という点については、ほとんどの方が必要と感じていると思います。現在北海道国民健康保険団体連合会の理事として、国に対し機会があるごとに公費負担の見直しなど要請をしております。今後も町村会、国保連を含め、近隣市町と連携しながら、国の責任において医療保険制度の一本化に向けた抜本改革など要望を継続してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○6番（檀上美緒子君） 今町長がお話しされたように、値上げ率でいけば森町は非常に高い状況になっています。保険税自体の金額的にはそれほどでもないとおっしゃられますけれども、その部分についてもやはり年収の状況も考えてみれば一般的にそう安いとか並みだというふうにも言えない状況にあるのではないかなというふうにして思っているところ です。

それで、私は一番問題だと思っているのは、この均等割の金額が非常に大きな、特に今回の森町においては値上がりが大きいのです。平等割の部分でいけば引き下がっているのです、現実的には。けれども、均等割はぐっと上がったということは、ほかの国保税以外の保険税にかかわってはなされていない制度ですよね。均等割とか平等割とかという部分で、所得割が基本になっているのであって、国保税にかかわってこのいわゆる応益負担と応能負担という形で、特に森町の場合はこの均等割も含めてですけれども、応能よりも応益が重視されているというのが非常に大きな問題だと思っています。先ほど言いましたように均等割が応益負担の中でもとりわけ家族によってどんどん、どんどん倍、倍、倍というふうな形で増加していくものですから、非常に所得にかかわって不公平が生じてくるというような状況ですから、先ほど言った旭川とか埼玉の例のように均等割にかかわっての補助だとか、または減免とかという形でできるだけ負担を軽減するということが考えられているわけです。ですが、森町においては、それが無いというのが非常に残念でたまらないのです。とりわけ社会保障として考えた場合には、やはり応益よりも応能負担にするというのが基本ではないかなと思うのです。そういう上からぜひともこの均等割についての見直しというのを考えるべきではないかなというふうに考えるので、そのあたりについての町長の見解をさらにもう一度聞かせていただきたいと思います。

それと、先ほど基本的に国の制度としてというか、国の責任として国の財政援助というか、支出に対する要請をされているということは非常に喜ばしいというか、よかったなと思っていますので、今後ともぜひ市町村会も含めてですが、積極的な働きかけをさらにしてほしいなと思っています。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

以前にもこの内容につきましては檀上議員からご質問をいただき、そのときにもお答えさせていただいておりますけれども、この均等割につきましては応能応益の比率が50%対50%ということで基本になっておりまして、これは法律で決められているということを以

前にも申し上げさせていただきました。そういったことで、今回春に4月1日から国民健康保険が都道府県化になった機会、この機会だからということではありませんが、今まで皆様方から議会の中で指摘されておりました資産割合、ほかではもうほとんど資産割合は算定しておりませんでしたので、その資産割合はまずなくしました。そういうことから、当然全体的な費用の確保に対しましてほかの応能応益の部分から負担増が発生するのは、これは常識的な考えだと思います。たまたま今まで、昨年度まで町ではずっと町民の負担を軽減するために一般会計からこの国保に対して繰り入れをして、極力この負担を抑えてまいりました。しかし、基本的にこれはもう都道府県化になったときにいつまでも続けられないということで、それも含めて全体の見直しをさせていただいたわけですが、一番最初に申し上げましたように利率としてはそういう関係から非常に森町が渡島でも一番高い保険税の負担率として新聞などに掲載されましたけれども、具体的にはほかのまちのほうがもっと高いところもございます。要するにほかのまちと同じ条件のもとで今年スタートしたということでご理解をいただきたいと、そのようにまず思います。

そういう中で、全てのまちが、それから全ての自治体が個人割ですか、子供に対することということでその負担割合を減らしたい、そういう気持ちは恐らく持っていると思います。私どももできればいろんな点で負担を下げたい気持ちは持っていますけれども、一応法律として定められているものはそこはそことして守りながら、子育て支援策、それからそういった対策については別な政策として取り組ませていただいているところがございます。

どうして今のように都道府県化になって変化していくかということは、国保会計が破綻しては困るからです。国民皆3割負担で、安い費用でちゃんと全ての人が医療を受けることができる、まずここを基本にしていかなないとだめなのかな、そのように思っております。いろんな点で見直しというのは、3年に1度いろんなことを見直しする手はずになっておりますので、いろんなところでその内容の不備、それからもっと充実させるための方法、そして先ほども申し上げましたように国に対して国の責任でもってそういったものをきちんとかかるとはかけていただくように働きかけをすることを申し上げながら、再質問の答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○6番（檀上美緒子君） 応益負担、応能負担の部分なのですが、国が50・50という基本はそうですが、最終的にはここも含めて自治体でそれなりの、それこそ資産割なくなったことはそれなりに評価するのですが、割り振りの仕方も含めて保険税を決めるのは自治体に裁量権があるわけです。実際に森の場合の応益と応能負担の割合を聞きましたら、応能が43、応益が57ということで、いわば50・50よりも応益に重点が移っているわけです。国のほうも50・50が基本だけでも、基本的には40対60の範囲であれば許されるというようなことで、応能の部分もちろんあれなのではございますけれども、応益のほうを軽くするという、

そっちのほうの考え方に立つということがまず基本ではないかなと思うのです。社会保障としてこの国保税を考えた場合に、応益負担を基本にして徴収額を決めるというのは、やっぱり社会保障制度としての考え方としては私は間違いだろうと思うのです。特にこの国保税が年金者がだんだん増えていきますから多くなってきているわけで、ほかの保険と比べても保険の負担率というのが所得が低い方々が多いですから、その割合もほかと比べたときにも負担率が高くなっているという結果が出ています。国保の場合は、その所得に対して約10%ぐらいの負担がかかっているという結果が出ています。一番安いのでいけば共済組合なんかは所得の5.5%、半分だという状況なのです。そういう中でさらに均等割の部分を増やして負担をかけるということは、ますます不平等というか、受益者負担をかぶせるということは、非常に社会保障制度そのものを壊しかねない考え方に森町としては立っているのではないかなというのがそこが私は一番大きな問題ではないかなというふうにして思うのです。今年スタートしてすぐ変えるというわけにはいきませんが、やっぱりこの均等割の部分について改めてこれからの状況も含めて、いろいろ状況が変わってくるのかもわかりませんが、町側の繰り入れも含めてなのですから、この均等割についてメスを入れていくということをぜひとも見直していく必要があるのではないかな。それこそ本当にいろんな形で、さまざまな形でさらに子育て支援を推し進めていかれるという方向性は賛成ではありますけれども、この保険税にかかわっても同じような姿勢でぜひとも取り組むべきだということを強く訴えて、再々質問させていただきます。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

全てのそういう負担が町の人たちに本当に最低限の負担でいろんな制度が活用できることがそれは理想だというふうには私は思います。そういうところからのご質問かなと、そういうふうに感じてございますが、先ほど最初の答弁でも申し上げましたように、どこかを減額するということは、必要額全体を確保するためには何かを負担増を求めなければいけない。ということは、均等割で例えば子供さんたちの部分をまず考えると、それはそれでいいことかもしれません。しかし、最終的に単身者、ひとり者の方や当然高齢者の方々の負担が大きくなっていくということなのです。この仕組み、檀上議員もわかっていると思うのですけれども、当然我々子育て支援もそうですが、高齢者に対してもきちんと面倒見ていかなければならない。高齢者福祉に対しても当然手厚くしていかなければならないのがこれからの今時代から、2040年までは非常にたくさん高齢者の方々が増えていく。その方々のことも考えながら、全体のバランスを持って進めていくのが町のやり方だと、そのように思っております。

ほかの保険とのバランスが違うということは、当然加盟者の数にもよりますし、それから加盟されている方の所得の高さにも関係してまいります。そういうことから、応益割が高かったり、それから応能割がちょっと不服だったり、いろいろなお考えがありますけれども、国そのものは最終的に全ての保険を一つにまとめることができないかということとで検討を進めておりますので、将来はそういったことから全ての国民が同じ保険のもとで

一律平均な医療を受けられる体制ができると、そのように私は考えてございますけれども、今現在スタートした１年目としてはこの状態で推移を見守りながら、もし内容に不十分なところがあれば、そこを訂正し、国に求めていきたいと、そのように思っております。これからもこの保険につきましている点で努力してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料についてを終わります。

午後１時まで休憩いたします。

休憩 午前１１時４６分

再開 午後 １時００分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎発言の訂正

○議長（野村 洋君） 檀上議員の質問もう一問あるのですけれども、その前に理事者側から先ほど加藤議員に対しての一般質問の答弁で誤りがあったということで訂正したいところがあるそうでございますので、これを許します。

○町長（梶谷恵造君） 私から加藤議員の再々質問に対する答弁訂正お願い申し上げたいと思います。

先ほどの答弁の中で電気牧柵購入の助成に当たりまして事前申請を認めている旨答弁いたしました。農作物等が有害鳥獣の被害を現に受けた場合でなければ補助対象者と認めない補助金交付要綱になっておりました。したがって、事前申請はできませんので、この場で訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

◎日程第３ 一般質問（続行）

○議長（野村 洋君） それでは、檀上議員の質問に戻りたいと思います。

次に、学校プールの現況と学校施設長寿命化計画の策定についてを行います。

○６番（檀上美緒子君） それでは、質問いたします。

今年は、地球規模で酷暑に見舞われました。日本でも全国あちこちで熱中症による救急搬送や亡くなられた方がおられました。北海道の中でも森町は全国的な酷暑に比べると恵まれていると思いますが、短い夏を大いに満喫する上でも学校プールの果たしている役割は大きいかと思います。しかし、今年は残念ながら尾白内小学校と鷲ノ木小学校のプールが閉鎖となりました。老朽化による鉄骨の腐食が原因と聞いていますが、シーズンを前にした突然の閉鎖は、学校を初め地域にとっては驚きと残念でいっぱいだったかと思います。

森町民プールと学校プールは、シーズン以外は屋根なしの鉄骨むき出し状態ですから、腐食進度が速いのかもかもしれませんが、そうであればなおのことそれに見合った維持管理が必要かと思います。

第2次森町総合開発振興計画によれば、学校施設長寿命化計画の策定、実施、学校施設の老朽化対策、大規模改造の実施が挙げられており、学校施設長寿命化計画は平成32年度からの実施となっています。尾白内小学校は、プール同様校舎の老朽化も含め対応が急がれます。児童数の減少傾向も踏まえた学校施設長寿命化計画策定実施と老朽化対策が今回の学校プールの状況から見ても急がれると思います。尾白内、鷺ノ木小学校プールの今後について教育長に所見を伺います。

○教育長（増川正志君） お答えします。

尾白内、鷺ノ木小学校プールにつきましては、毎年プール開設前に施設の安全性を確保するため専門業者による点検及び修繕を行い、施設管理に努めてまいりました。今年度についても施設点検及び修繕を行い、プールを開設する予定でありましたが、専門業者による点検の結果、両校プールの屋根鉄骨箇所全域での劣化進行が著しく、施設損傷箇所の修繕を行った場合でも想定外の箇所から鉄骨部材の落下、倒壊の危険性があり、安全性を確保するためには施設の全面改修を行う必要があるとの報告を受けました。そこで、学校プールの利用については、児童等の安全確保が最優先であることから、学校と保護者の理解を得ながら、両校プールは今後使用しないこととし、水泳学習はスクールバスを運行し、町民プールにおいて行うことといたしました。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○6番（檀上美緒子君） 毎年使用前に安全点検するということは非常に重要なことかと思いますが、先ほどの質問の中でも言いましたけれども、学校施設の長寿命化計画の中でこの尾白内並びに鷺ノ木小学校のプールの位置づけがどうなっていたのかというあたりにかかわってお聞かせ願いたいと思います。先ほども言いましたようにシーズン以外はむき出し状態にいるということから、劣化が進むというのは予想されることかとは思うのです。私自身も尾白内並びに鷺ノ木小学校のプールの鉄骨を見せていただきましたけれども、とりわけ鷺ノ木の鉄骨の腐食というか、劣化のひどさにびっくりするくらい、かなりぼろぼろというか、そういう状況になっているのに驚いたのですが、尾白内のほうが古いにもかかわらず、尾白内よりも鷺ノ木のほうの劣化がすごいなというのでびっくりしたのですけれども、その長寿命化計画、先ほど言いましたように32年度からの実施ということなのですが、それぞれの毎年の点検の中である程度の予測みたいなのがつかなかったのかどうか、そしてそれに対する必要な補修なり、強化というか、そういうようなことがなされてこなかったのかというのがすごく不思議に思ったのです。そのあたりのことについてどうなのかということを1点お聞きします。

それから、もう一点が今の答弁の中で今後使用しないという答弁だったのですけれども、

今年度のみではなくて、もうこれから以降尾白内も鷺ノ木も閉鎖して町民プールのみ、砂原地区にもありますけれども、その2つでプール授業なり、町民のプールの事業というのはするということなののでしょうか。その2点お願いします。

○教育長（増川正志君） お答えします。

この学校プールのことについては、担当課より2回議員に説明をしております、これ以上どこを明確にするのか余り意味が伝わってこないのですけれども、まず1点目の学校の長寿命化計画は、議員のご質問にもあるように新年度に予算を計上して計画を作成する予定であります。今ここで個別の施設についてあれこれ私が答弁申し上げることは、非常に無責任なことだというふうにして考えておりますので、ご理解ください。

シーズン以外の鉄骨のむき出しについてですけれども、一見むき出しが野ざらしであって、放置のように見えますけれども、これは専門業者からも的確な維持であるということを受けております。というのは、私どものような寒冷地、積雪の多いところにおいてシートをかけておきますとシートの破損もあります。また、シートで冬期覆うことによって中の湿度、温度管理が非常に難しく、その反面腐食が早くなる可能性も考えられるため、シーズンごとにシートを張り、撤去しているわけです。これもご理解願いたいと思います。

今後については、先ほども答弁申し上げたように学校プールの利用については児童等の安全確保が最優先であることから、学校と保護者の理解を得ながら両校プールは今後使用しないこととし、水泳学習はスクールバスを運行し、町民プールにおいて行うことといたしました。今後ですけれども、さらにこの後町民プールを利用いただいた学校と、また利用している学校と関係課集まって、より利便性の高い運用に努めていきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○6番（檀上美緒子君） ですから、確認したいのは、今後廃止というか、使わないということを決定しているということなのかどうかということをもまず尾白内と鷺ノ木小プールについて、それを決めたことなのかどうかということが1点です。

それと、32年度から実施ということなのですが、長寿命化計画です。これから予算を立ててということ、計画を立てるということなのですから、先ほどの質問でも言いましたようにこのプールの問題も含めて、総合計画の中でその長寿命化計画が計上されているわけですから、ここの中でもそういう老朽化した施設なんかも指摘されたかと思うのですけれども、具体的にはその32年度からということでこれからの計画になっていくのかとは思いますが、その審議の中での問題点の指摘だとかということも一切の間の中では話し合われていなくて、今年の状況の中で決まってきたということなののでしょうか。そのあたりお願いします。

○教育長（増川正志君） お答えしますけれども、再三申し上げておりであります。少しもぶれておりません。まず、今後についてですけれども、担当課も含めて両校プール

は今後使用しないこととする、何度もご説明しております。ご理解願いたいと思います。

それと、先ほども答弁申し上げましたように毎年プール開設前に施設の安全性を確保するため専門業者による点検及び修繕を行い、施設管理に努めてまいりました。このとおりであります。さらに、学校施設長寿命化計画は、31年度に予算を計上して計画していく予定であります。そのこともご理解願ってお答えします。

以上です。

○議長（野村 洋君） では、これで再々質問終わりましたので、学校プールの現況と学校施設長寿命化計画の策定についてを終わります。

以上で議席6番、檀上美緒子君の質問は終わりました。

次に、6、道の駅の活性化について、議席14番、松田兼宗君の質問を行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

道の駅の活性化についてということで、道の駅は日本の各自治体と道路管理者が連携して設置し、国土交通省により登録され、商業施設、休憩施設、地域振興施設、そして駐車場などが一体となった道路施設であります。道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域の人々のための情報発信機能、そして道の駅を核としてその地域のまち同士が連携する地域連携機能という3つの機能をあわせ持ち、2018年4月25日時点で全国登録数は1,145カ所あります。北海道については122カ所あります。

ここ道南地区においては、近年北海道新幹線開業にあわせて木古内町、鹿部町、七飯町で新規の道の駅がオープンし、マスコミなどに大きく取り上げられ、町の活性化に大きく寄与しておるところであります。私たち森町には平成7年8月に「YOU・遊・もり」、そして平成11年8月につど〜る・プラザ・さわらの2つの道の駅が整備されていますが、高速道路の開通や建物の老朽化、ほかの道の駅との競合から利用者のニーズに対応し切れていない状況であろうかと思えます。

そこで、地域の文化、歴史、名所、特産物などの情報を活用し、多様で個性豊かなサービスを提供し、町の情報発信の中核となるなどの機能を持つ町の顔であります道の駅を活性化させる必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。一時期赤井川小学校を活用しての道の駅の整備の構想が話題に上ったこともありますが、現状の2つの道の駅の評価と今後のあり方についての森町としての構想、もしくは町長の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

道の駅は、駐車場やトイレなどの休息機能を初め、道路や観光などの情報提供機能、観光レクリエーション施設などを活用した地域交流を図る地域連携機能を備え、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供や地域振興に寄与することを目的としております。2つの道の駅につきましては、販売所やイベントでの地元産品の販売や地元農産物の魚介類などの直売の場所としても敷地内を活用しており、地域産業の活性化に貢献しております。また、道路交通環境の提供は、一定程度果たしていると評価しております。

今後につきましては、施設の老朽化などの問題は引き続き緊急性などを考慮し、適正な維持管理に努めるとともに、2つの道の駅の特徴や環境を生かした多様なイベントの開催や魅力的な品ぞろえと行きたくなる場所として、町内外の皆様から愛される道の駅となるよう支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） 最近どうしても今の森の町の2カ所の道の駅、ほかの近隣の町でできています。その影響で、非常に多くの町民の方がそういう新しい道の駅に行ってみて、この森の町の2カ所にある道の駅の貧弱さというのに気づいているというか、そういうふうに思っている町民が非常に多くいるだろうと、そういう話をよく耳にするわけです。実際行ってみてもそれは痛感せざるを得ないところ、さらには最近では石狩のほうにも最新の道の駅もできています。そんな中を見ていると、そこを見て、森に帰ってくるとやっぱり力不足というか、貧弱さというのはどうしようもないのかなというふうには、そういうふうに痛感しているところです。

その中で、昨年の11月に計画されました第2次森町総合開発振興計画の中に道の駅について触れている箇所が2カ所あるわけです。そこはどこで触れられているかといいますと、基本計画の第3章の産業の力を高め魅力を伝えるまちづくりと。そして、その3の4の中で観光産業として取り上げられているわけです。そして、基本目標として地域の資源や産業、住民のアイデア、行動力を生かし、住民も観光客も楽しめる本町ならではの観光を振興しますと。また、周辺自治体と連携を深めながら、日本人、外国人旅行者の滞在時間延長や地域経済の好循環につながるような観光地づくりを推進していきますと。さらに、具体的な施策に取り組む背景、課題について本町の旅行形態は短期滞在型が多くて、北海道縦貫自動車道の開通もあり、観光客の多くは通過する状況であります。そして、滞在時間を延ばしていくことが今後必要であろうと。さらに、地域のよさを理解している住民からのアイデアや協力を得て、イベントの魅力を高めていくことが必要ですという書き方をしています。そして、施策の内容について、地域資源を生かし、町内での滞在を促す観光振興に努めますという中で道の駅の再整備ということが書かれています。さらに、観光に関する情報を積極的に発信しますと。ここにも道の駅を活用した観光情報の提供ということを掲げられているわけです。

そこで、やはり計画の中でも道の駅の活用の仕方ということを何カ所か触れられているわけですが、それについてはほとんど観光産業という形の部分でしかないのかなというふうに改めて思ったりもします。さらに、観光産業というよりも本当は地場の産業の発展にとってどう生かせるかという場として、今の周辺の新しくできている道の駅というのは地場製品の販売とか、いろんな町の情報を発信する場として新しい道の駅というのは機能しているわけです。むしろそういうものに重点を置かれている。そしたら、今の計画の中に書いてあることというのは、観光の部分だけしか書かれていないわけです。情報発信をす

るとか、再整備するとかと書いているわけですが、まず1点目にこの再整備ということはどういうことにしているのか。先ほど最初の質問の中で以前に赤井川地区での小学校を利用して話というのが、道の駅の話が出てきたわけですが、新たな道の駅をつくるということを考えているのか、それとも今2カ所ある道の駅を再整備なり、いろんな活性化させるために策を講じながらやっていくのかということがどうも見えてこないのですが、その辺をまずどう考えているのかをお聞きしたいと思います。

それと、実際問題として、計画の中で取り上げているように住民からのアイデアや協力を得てイベントの魅力を高めていく必要があるということを書いているわけです。最近の新聞の記事見ますと、福島町においては道の駅のあり方を若手町民が議論をすることによって新たな道の駅の構想、計画を立てる意味も動き始めています。そこからすると、今から計画、新たに具体的な策定委員会とかという話ではないのでしょうか、どうしても自治体がやろうとする場合時間がかかるのだと思います。今計画しても、2年、3年、それ以上、5年かかる可能性があるわけです。とすれば、今実際に2カ所の道の駅の運営している人たちの意見をどの程度吸収しているのか。さらに、ほかの道の駅を見てきている方がたくさんいるわけですから、その人たちがどういうふうな森の町の道の駅としてふさわしい道の駅をつくっていくべきなのかということを話をしていく必要があるのではないかなと思うわけです。というのは、全く計画がなければそういうことやる必要ないという話になるのかもしれないのだけれども、先ほど言いましたようにどうしても行政の場合財政の問題とかどうのこうのという話で、計画を立てる話は書いているけれども、一歩進んで踏み出していけないという状況があるのです。今ある既存の道の駅を活性化させる意味においてもどうすべきか、活性化方策を行政だけで考えるのではなくて、いろんな方々の話を聞く機会を持ちながらやっていくべきだとは思いますが、そのまず2点について再質問させていただきます。

○町長（梶谷恵造君） 大変長い熱弁の中で、どこがポイントなのかというのがちょっとつかみかねてございますが、広く今年の春に制定されました10年間の森町の最上位計画、森町総合開発振興計画に基づいたこの道の駅に対する町としての考え方、取り組み方を聞かれていることと、そのように解釈をしております。また、これは以前にも同僚議員もしくは松田議員からも何か一部内容的にはご質問いただいていると、そのように思います。何か毎回同じ内容をお答えしているような気もしてございます。

そういう中におきましてただいまの再質問ですが、最近新しくできた道の駅と比較した場合には、我が町の道の駅は建物的には大変古い。しかし、当初できたときには地域から脚光を浴びて、あの森の道の駅を見倣えと、そのようにしてスタートして今日に至っていると、そのように思います。最近の状況を見ますと、さすがに七飯の道の駅、それから木古内町ですか、新幹線の開業にあわせたつくり方、そして鹿部の道の駅、この3つの道の駅は、コンセプトを共通して運営されております。とにかくトイレをすごくまめにきれいに、じゃぶじゃぶに汚れているような状況は見受けられません。お客さんが来

て、使って帰ったらすぐきれいにすると。汚れていなくても磨くと。そういう利用するほうの扱い方、そちらに重点を置いておりますので、非常に使っていても、それから施設を見ても環境的に好ましい清潔感が漂うと、そういうことで非常に評判が上々で、七飯の道の駅は間もなく今月の末あたりには70万人の来場者を数えるのかな、そのぐらいの人気です。

並行して我が道の駅の前もお客さんたくさん通っています。そして、春の桜まつりには、高速道路はさすがに通抜けましたけれども、春の桜まつりのときには今までと全く変わらない駐車車両の台数が訪れております。ただ、その中で現行の店舗の運営の仕方が今来場されるお客のニーズをつかんでいないのかなと。これは議員の質問にもありますけれども、利用者のニーズに対応し切れていない状況、これはやはり対応できるような内容に変えていけば十分いろんな評価を高めることというのはできるわけでありまして、それに対して施設が新しくなければいけないということではないと、私はそのように考えております。

また、つど〜る・プラザにおきましても鹿部の隣町の道の駅に行きながら、その比較対象になるわけです。商品のニーズ、あちらの隣町行ったら内容的に同じで、比較するとつど〜るのほうが優秀な商品を置いているので、つど〜るからの買い物客が増えていると。お互いに相乗効果ですので、よその道の駅がすばらしくなったから、新しいのを建てたから、一時的には客足は遠のくかもしれません。でも、それを呼び戻すための商品の工夫や対応する方々のもてなしの心ですとか、いろんなところに努力を重ねることで顧客を確保できると。それから、今現在ではその道の駅を目標にドライブをする時代ですから、そういう対象になり得ると、そのように思っております。

そういうような中で、今後再整備を現行のままするのか、もしくは新しい場所に新しい施設を委ねるのかということは、これは全体町民の皆様や広く意見を募りながら固めて、考えを絞っていく、そういうことになろうと思っております。そういったようなアイデアや、それから地域を大きく開発するような、そういう場面にその道の駅を同じ方向性に向いているのであれば共有させた開発の仕方というものの中には考えられるわけがございますので、いろんなことを場面、場面で考えながら、みんなで知恵を出してすばらしいものをつくっていければなど、そのように思っております。そういう場面に町としても全面的に協力し、広い意見を聴取しながら取り進んでまいります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問、松田議員、なるべくまとめてやってください。

○14番（松田兼宗君） 話聞いていると全く人ごとのようで、設置者は森町ですね。全くそうではない。運営は確かに任せているかもしれないけれども、設置者は森町なのです。それを忘れていてのではないですか。人ごとのようで、他人任せというか、任せているそこで頑張ればいいみたいな話ではないと思います、こういう状況になって。そして、時間がたてば客が戻ってくるような話。では、それに対しての方策というのは、町としてどう

いう対応をしていくという考えがないのですかという話なのです。最初聞きましたよね。2点聞いているはずですが。最後にちらっと2点目は答えていますけれども、1点目、今後今の道の駅を生かすのですか、それとも新たに作るのですかと聞いているはずですが。それにも答えていなくて、何かよくわからない答弁をするのではなくて、その辺を再度お聞きしますけれども、どうも人ごとのような話にしか聞こえてこないのだけれども、それは私だけなのかどうかはちょっと疑問のところなのですが、そういうことでそれを聞いて、もう聞いても仕方がない部分なのかなと思いますので、それだけ聞いて再々質問とさせていただきます。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えします。

先ほどの再質問にもございましたけれども、観光産業そのものは道の駅だけではありません。町としては、広くいろんな道の駅以外にも町で協力して建ててあげた施設もございますし、ほかの既存の観光物、歴史的にいろんなものが町内にございますので、そういったものも含めて観光産業だと考えてございます。その中で議員がご質問されているのは道の駅のことだけなのですけれども、先ほども申し上げました。聞かれていなかったようでもありますけれども、現行にするか、新設かというのは今のところ定かではありません。現行がいいのか、もしくは地域として新しい場所につくったほうがいい場面もあります。今のところ確定はされておられませんけれども、そういったものも広くこれから将来のことを考えながら進めていくのがベターだと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 道の駅の活性化についての質問は終わりました。

以上で議席14番、松田兼宗君の質問は終わりました。

次に、7、災害に強いまちづくりについて、議席7番、河野文彦君の質問を行います。

○7番（河野文彦君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

災害に強いまちづくりについてです。停滞した梅雨前線の影響で記録的な大雨が続いた西日本では、各地で土砂崩れや河川の氾濫が相次ぎ、大きな被害が発生してしまいました。広範囲で断水や停電、線路や道路の流出など市民生活に大きな爪跡を残し、今もなお多くの方々が避難生活を余儀なくされています。テレビで中継される水没した町並みと泥に覆い尽くされた田畑を見ると恐怖感すら覚え、避難所で変わり果てたふるさとの姿を目の当たりにした被災者の方々の悲しみははかり知れないだろうと察しました。

日本の国土は、災害に対してさまざまな対策が講じられており、自然現象への対策はとられていると認識しておりました。しかし、近年の自然災害発生状況を見ますと、従来の対策では対応し切れない、まさに想定外によって大きな災害が引き起こされています。世界的な温暖化が叫ばれる中、降雨だけではなく風害や雪害も含めて異常気象と呼ばれた現象が日常的に起こり得ると認識をし、対策を講じなければなりません。

森町においては、地域コミュニティの強化と充実に向けた取り組みを初め、避難行動要支援者対策や自主防災組織の育成、防災無線の整備、避難訓練の実施など災害が発生した

ときの対策は進められており、このたびの西日本豪雨でも愛媛県のある集落が広範囲で民家の屋根まで浸水しましたが、自治会で独自にきめ細かく作成したハザードマップどおりに行動して一人の死傷者も出さなかったと紹介され、ソフト的な対策の強化が人命を救うために重要であると改めて痛感させられました。

近年は、森町でも記録的な降水量を観測するなど異常気象が多発しており、人命を救うためのさまざまな取り組みがされていますが、泥につかった事業所や田畑、倒壊した家屋などを見ますと、町民の財産を守るためのハード的な取り組みも重要であると考えます。町政執行方針にあるように過去の教訓を生かしたまちづくりも重要ですが、異常気象が多発し、観測史上最大を記録している昨今は、過去の教訓から何歩も先をいく防災活動が必要であり、事前の強靱化も重要であります。災害が発生したとき想定外でしたとならないためにも新たな認識で災害に強いまちづくりに取り組まなければならないと考えますので、町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） 河野議員の質問にお答えします。

本年7月の記録的豪雨により大雨特別警報が計11府県で発表され、西日本を中心に河川の氾濫や洪水、土砂災害などの被害が発生、死者数は200人を超え、現在も行方不明者の捜索が続くなど、平成に入って最悪の豪雨災害となりました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、議員にもご理解いただいておりますように、当町では各町内会の皆様のご協力のもと、高齢者など避難行動要支援者の避難支援や自主防災組織育成のための防災士資格取得希望者への費用助成を初めとして、地域防災力の強化に向けた取り組みを積極的に展開しております。今後も皆様のご協力を得ながら、前述のソフト対策を推進してまいります。

一方、ハード対策につきましては、緊急度を勘案しながら計画的に実施しているところです。災害に強いまちづくりににつきましては、ハード、ソフトの両輪により取り組むものではありませんが、諸事情を考慮し、現実的には避難により人命を保護するソフト対策を中心に進めていくこととなります。今後もより迅速な対応を心がけながら、防災対策の推進に努めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○7番（河野文彦君） このたびの西日本の豪雨では、想定外という言葉を本当に多く耳にしました。数値的なデータは、想定外で新たな記録が更新されるで済むかもしれないのですけれども、やっぱりそこに住む方々は新記録の犠牲になりましたでは済まないと思うのです。一生をかけて築いた財産を一瞬で押し流される悲しみは、本当にはかり知れないのではないかなと思って今回の災害を見ました。

速やかに避難するですとか情報収集を行う、住民の方々が行えることもたくさんあると思います。ただ、土石流や河川の氾濫自体を住民の方というのはどうやって防ぐことができない。行政でなければこれはできないと思うのです。その住民の方々、町内会がど

んな活動をしてあふれ出る水はとめれない。それをとめるのは行政の責任ではないのかなと思う中で、今回の補正でも河川の護岸や道路の補修が必要であったということです。この森の町内でも過去の教訓だけではやはりもう対応できていないところが多くあるというのが露呈されてきたのかなというふうに思っていました。

そこで、やはり新たな認識で危険箇所を洗い出して、災害を発生させないためにも新たなリスク評価というのですか、そういうのが必要だと思うのですが、その辺をどのように考えるかもう一度お願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

最近のここ数年ですか、二、三年の豪雨の状況や、地震もちろんございましたけれども、いろんな点で日本だけではございません。海外を含めても非常に予想をはるかに上回る、そのような環境状態の中で、やはり人命を第一に守っていかなければならないのが私たちだと、そのように思っております。その中で、私も災害に強いまちづくりとして執行方針などにも書いてございますけれども、現在土砂災害発生のおそれがある危険箇所は、数字発表させていただきますと町内には68カ所、全道では1万2,000カ所存在いたします。それから、河川整備につきましてですけれども、北海道の管理する河川である2級水系につきましては、渡島振興局だけで43水系67河川に上ります。この施設、この整備を全て全体をやっていくということになると膨大な予算と費用を必要とするということで、なかなか近未来的にこれを防ぐために取り組むということはちょっと考えられない状況でございます。そういったことから、先ほど答弁の最後にソフト対策を中心に進めていくというふうに、要は人命を守ることが第一だと、そのように考えてございますので、今後できるところ、整備必要なところは当然かけていかなければいけません。過去においてひょっとしたら何百年前なのかもしれませんが、町として土砂崩れの跡が残っているとか、それから津波の跡が土の堆積箇所に残っている、そういうものを見逃さないように、そういう場所には住宅や、それから住まいを求めない、そういうふうなことも必要なのかなと、そのように思います。ただし、こういったことには個人の財産や、それを使えないとかそういうことにもひょっとしたら及ぶ可能性がございますので、その辺は慎重に我々も発表したり、提案しなければならないと思っております。

いずれにしても、できるところ、それから何とか被害を防ぐ対策として近いものを採択しながら今後も取り組んでまいりたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○7番（河野文彦君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 災害に強いまちづくりについてを終わります。

以上で議席7番、河野文彦君の質問は終わりました。

次に、8、教育の機会均等の保障についてと社会資本の整備促進について、議席13番、堀合哲哉君の質問を行います。

初めに、教育の機会均等の保障についてを行います。

○13番（堀合哲哉君） この景色を見て質問に立たせていただくのは、本当にしばらくぶりでございます。ひとつ答弁のほうよろしく願いを申し上げます。

ではまず、教育の機会均等の保障についてでございます。文面は非常に短いので、答弁大変だったと理解しておりますけれども、よろしく願いしたいと思います。貧困の連鎖を断ち切り、家庭の経済格差が教育機会の格差を生まないよう就学前教育から高等教育まで全ての教育に係る費用の無償化を目指し、各種補助制度の拡充を行い、森町全体で子供たちの学びを支えるべきと考えますが、町としての見解をお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○教育長（増川正志君） 堀合議員の質問にお答えします。

子供の将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう必要な環境整備と教育の機会均等を図ることは喫緊の課題であります。教育委員会といたしまして、町長部局と一体となり、幼児教育ではひとり親世帯等の第1子保育料の半額、第2子以降の保育料完全無料化、今年度から開始しました長期休業中の預かり保育の実施、さらには幼稚園での給食の提供を予定しているところでございます。

学校教育では、給食費の一部負担、小学6年生の修学旅行費の全額助成、準要保護世帯への新入学児童生徒学用品費等の支給時期の見直し及び準要保護認定基準の需要額比率の拡大、各種スポーツ大会等参加負担金の給付、日本スポーツ振興センター掛金の助成などを行ってまいりました。また、高等教育では、森高等学校振興会を通じて森高等学校へ支援をしているところでございます。

教育の機会均等を図るためには、子育て支援や教育費負担の軽減はもとより、質の高い幼児教育、学校教育を進め、子供の学力保障と進路支援の充実が肝要であると考えます。国の教育の無償化に向けての動向を注視しながら、子育て支援の継続と社会情勢に合わせたさらなる拡充、質の高い教育の推進の両輪をもって今後とも地域全体で子供たちを守り育てたく、一層努力する所存でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ございますか。

○13番（堀合哲哉君） 今教育長の答弁聞きまして、採点したらまずいのでございますけれども、100点満点でないだろうかなと思っています。というのは、教育長はこういうことを森町でもやっていますよと、子供たちにために。さらに、今後に向けては、これらのことをさらに拡充していくということも努力したいという表現もされました。それで満点だと私は思うのです、森町。今安倍総理がというよりも前回の衆議院選挙で教育の無償化、これを政策に入れて選挙戦ったのです。だから、今内閣総理大臣かわる時期なのかもしれませんが、これは引き続き地方に与える影響非常に大でありますので、国の進捗とともに、教育長もそういう表現されましたので、ぜひ一歩でも二歩でも子供たち、親、

非常にそういうことが助かるような、安心して教育受けられるような、そういう環境をぜひつくっていただきたいと。さらなる充実を願っている一人でございます。

そこで、ここまでおっしゃってくれているのにこれ以上はちょっと失礼な感じあるのですが、もうそろそろ具体的に来年度に向けての予算編成時期にかかってまいります。今教育委員会として、財源問題もございますから、ここで教育長が花火のようにぼんとぶち上げるわけにはいきません。でも、何かさらにこれを子供たちにこうしたいな、あるいは教育長はそれだけではなくて教育の質の問題もお話しされましたので、そういうことも含めて来年度に向けてこういう方向でやっていきたいなという、そういう抱負的なものがあればちょっとここで話しいただきたいなと。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○教育長（増川正志君） お答えいたします。

励ましていただいて大変光栄であります。新年度に向けての具体的な子育て支援等の方策や施策についてですけれども、ご存じのように平成31年の10月には消費税の増税が予定されておりますので、新年度予算についてはこれまで以上に展望と工夫が必要になってくるとおられますので、今新たな具体的な方策をお伝えできませんことにご理解を願いたいと思います。ただ、新年度に向けても町長部局、さらには子育て支援課と連携、協働しながら、地域全体で子供たちを守り育てる体制について充実してまいりたい、そう考えています。

また、学校教育において幼稚園教育要領も新しくなりましたし、この後小中学校の学習指導要領が改訂されますので、より学校と連携しながら、子供の学力保障、よりよい進路支援について充実させ、機会均等を充実させていきたいというふうに考えております。議員おっしゃるように、引き続き国の動向に注視しながら、子育て支援や教育負担の軽減はもとより質の高い幼児教育、学校教育に全力を傾注したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 再々質問はないですか。

それでは、教育機会均等の保障についてを終わります。

次に、社会資本の整備促進についてを行います。

○13番（堀合哲哉君） 今度は梶谷町長にお聞きしたいと思います。

社会資本の整備促進について。同僚議員が過去にも質問しておりますので、ぜひその辺も踏まえながらご答弁をお願いしたいなというふうに思います。既存社会資本の長寿命化、老朽化対策に当たっては、人口減少や少子化、高齢化などの実態を踏まえ、利便性や必要性の観点から優先順位をつけて効率的に実施することが求められていますが、町としての基本的な考え方、今後の展望についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 堀合議員の質問にお答えします。

産業や生活の基盤となる社会資本は、町が管理する公共建築物、道路、橋梁、上下水道、公園など多種多様に及んでおります。中でも高度経済成長期に整備されました社会資本に

については、30年以上が経過し、更新時期を迎えているものが増加傾向にあります。人口減少や高齢化など社会情勢が全国的に変化していく中で、町が持続可能な行政運営を行っていくためには、長期的な視点に基づいて社会資本の更新、統廃合、複合化、長寿命化などを進めていく必要があります。社会資本整備促進につきましては、本年3月に策定されました第2次森町総合開発振興計画において試算されました人口推計や産業人口推計などを基本とし、個別の長寿命化計画や森町公共施設等総合管理計画の中で整理された施設類型ごとの課題と個別基本方針のもと、それぞれの社会資本が有する機能や利用状況、さらに町民の利便性、維持管理費などさまざまな視点で考慮し、必要に応じて議論していく考えであります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○13番（堀合哲哉君） 再質問させていただきます。

町長の今の答弁は点数つけません。まとまっていて大変いい答弁だと思います。ただ、10カ年計画についての総体的な議論ではありませんので、個別的な話は余りしたくないのですけれども、そういうのを理解の上お答えいただきたいと思います。

今町長おっしゃったとおりだと私は思います。今の時期本当に大変だと思います、行政も。なぜかという、30年から40年たつような建物がぞろぞろあるわけです。建物一つとったって建てかえが今必要なのか、それどうすればいいのかとかといろんな問題出る。ですから、森町にとって何が今大事で何が必要なのか。大事でない建物ってありませんけれども、それでもやっぱり優先をつけながら、町民の負託に応えながらやっていくと、これが必要だと。

それで、町長の答弁で十分なのですが、もしつけ加えて聞くとしたら具体的にここ数年でやらなければならないと、自治体として取り組まねとならないという、そういうものがありましたらぜひお話しただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

いろいろと皆様方にご相談させていただきながら、町の現有の建物の改修、もしくは更新や、もしくは町内にあるほかの団体の施設更新にも本当にご理解をいただいて、いろんなところ今町の中どんどん更新がなされている状況だと思います。ただ、単年度予算にも限度がございますので、一遍に全部というのはなかなか難しく、先ほどの同僚の質問にもありましたように待っている方々も大変多いのも事実でございます。そういう中で今現在取り組ませていただいているのは、議員の皆さんもご存じのように、教育委員会のほうの事業でございますけれども、さわら幼稚園の新築と申しますか、改築移転工事、これは31年度に着工して、32年度の4月から新しい幼稚園としてスタートを目指して教育委員会のほうで進んでいる施設です。あと、以前にも皆様方にご説明申し上げましたけれども、かなり昔から使っておりますし尿処理施設、これにつきましてご説明しながら今現在計画を進めているのですけれども、鹿部町も一部中に入りまして両町で使う施設として、また過去

をさかのぼって旧函館市、南茅部もそこにかかわっておりましたので、現函館市もここに費用をいただくということで、負担いただくということで進めさせていただいております。これは、32年度に着工して、平成34年度に竣工する計画で今進んでおります。こういった大型の改修工事が今進んでおる中で、なかなかほかの行き届かないそういう社会資本整備も中にはあるのですけれども、絶対必要なものは先に基本計画に据えなければいけないので、その辺は皆さんにご理解いただきながら進めていきたいと、そのように思っております。そういう中でできる限り補修をさせていただきながら、今後も今ある現有の施設を何とか活用していきたいと、そのように思っております。

また、森幼稚園など幼児教育の関係につきましては、今後、先ほど教育長も答弁させていただきましたが、相談させていただきながら、町全体の幼児をどのように、どういう施設で教育、保育を進めていったらいいのかと、そういう基本を大事にしながら今後の計画に反映させていきたいと、そのように考えている次第です。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問はいいのですか。

○13番（堀合哲哉君） ありません。

○議長（野村 洋君） 社会資本の整備促進についての質問は終わりました。

以上で議席13番、堀合哲哉君の質問は終わります。

◎日程第4 認定第1号ないし認定第4号

○議長（野村 洋君） 日程第4、認定第1号 平成29年度森町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成29年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第3号 平成29年度森町水道事業会計決算認定について、認定第4号 平成29年度森町公共下水道事業会計決算認定についての4件を会議規則第37条により一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっております日程第4、認定第1号から認定第4号までの4件は、議長及び監査委員を除く14名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、認定第1号から認定第4号までの4件は、議長及び監査委員を除く14名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

次に、ただいま設置されました決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定いたしました。

委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時04分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に三浦浩三君、副委員長に黒田勝幸君が選任されました。

◎休会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りいたします。

決算審査特別委員会付託議件審査のため、9月5日から9月13日までの9日間休会したいと思います。なお、決算審査特別委員会の開会につきましては9月5日午前10時開会といたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、9月5日から9月13日まで休会することに決定しました。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会いたします。

次回は、9月14日午前10時開会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 2時05分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成30年9月4日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

平成30年第1回森町議会9月会議会議録（第3日目）

平成30年9月14日（金）

開議 午前10時00分

休会 午前10時38分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 平成30年第1回 認定第 1号 平成29年度森町各会計歳入歳出決算認定について
森町議会9月
会議付託議件 認定第 2号 平成29年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
認定第 3号 平成29年度森町水道事業会計決算認定について
認定第 4号 平成29年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 4 議案第 8号 平成30年度森町一般会計補正予算（第5号）
- 5 議案第 9号 平成30年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 意見書案第1号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
- 7 意見書案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書
- 8 意見書案第3号 2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 9 議員の派遣について
- 10 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（15名）

議長16番 野村 洋 君	2番 菊地 康博 君
3番 加藤 進 君	4番 黒田 勝幸 君
5番 山田 誠 君	6番 檀上 美緒子 君
7番 河野 文彦 君	8番 佐々木 修 君
9番 小杉 久美子 君	10番 久保 友子 君
11番 木村 俊広 君	12番 西村 豊 君
13番 堀合 哲哉 君	14番 松田 兼宗 君

15番 宮 本 秀 逸 君

○欠席議員（1名）

副議長1番 三 浦 浩 三 君

○出席説明員

町 長	梶 谷 惠 造 君
副 町 長	木 村 浩 二 君
会計管理者兼 出 納 室 長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	池 田 勝 元 君
総 務 課 長	長 瀬 賢 一 君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	澤 田 勝 則 君
防災交通課長	小 田 桐 克 幸 君
契約管理課長	山 田 真 人 君
企画振興課長	川 村 勝 幸 君
税 務 課 長	柏 渕 茂 君
保健福祉課長	住 吉 英 勝 君
保健福祉課参事	千 葉 正 一 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	金 丸 由 起 子 君
住民生活課長	島 田 宏 信 君
子育て支援課長	濱 野 尚 史 君
環 境 課 長	山 本 憲 君
農 林 課 長	寺 澤 英 樹 君
農業委員会事務局長	鈴 木 修 一 君
水 産 課 長	岩 井 一 桐 君
商工労働観光課長	阿 部 康 之 君
建 設 課 長	富 原 尚 史 君
砂 原 支 所 長	落 合 浩 昭 君
地域振興課長	角 野 雄 平 君
町民サービス課長兼 保健対策課長	池 田 仁 志 君
教 育 長	増 川 正 志 君
学校教育課長	安 藤 仁 君

社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	宮 崎 弘 光 君
生涯学習課長	渡 邊 義 教 君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長	金 丸 孝 也 君
給食センター長	宮 崎 渉 君
さくらの園・園長	金 丸 義 樹 君
病院事務長	坂 田 明 仁 君
上下水道課長	水 元 良 文 君
消 防 長	東 谷 直 樹 君
消 防 署 長	松 田 光 治 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	菊 池 一 夫 君
次 長 兼 議 事 係 長	村 本 政 君
次 長 兼 庶 務 係 長	喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

- 1 認定第 1 号 平成29年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成29年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3 号 平成29年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4 号 平成29年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 2 議案第 8 号 平成30年度森町一般会計補正予算（第5号）
- 3 議案第 9 号 平成30年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正
予算（第1号）
- 4 意見書案第1号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直
しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める
意見書
- 5 意見書案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職
非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書
- 6 意見書案第3号 2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 7 議員の派遣について
- 8 休会中の所管事務調査等の申し出

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎町長報告

○議長（野村 洋君） 理事者から報告の要請がございましたので、ここで町長の発言を許します。

○町長（梶谷恵造君） 議員の皆様方にお知らせをいたします。

このたびの北海道胆振東部地震により、渡島廃棄物処理広域連合クリーンおしまから焼却施設の被害状況について9月11日に報告を受けましたので、皆様にご報告にいたします。クリーンおしまの焼却施設では、地震による影響で高温集じん機内部に故障が発生したため現在焼却処理を停止している状況です。故障の発生原因につきましては、現在調査中です。

今後の復旧作業につきましては、まず被害の少なかった2号炉を修繕し、9月17日から稼働させる予定であります。1号炉につきましては修繕に日数を要するため、10月23日の稼働予定となっております。その間のごみ処理につきましては、10月22日までは1号炉のみの運転となることから、施設内でのごみの貯蔵量の超過が約1,900トン見込まれます。超過分のうち約700トンにつきましては、クリーンおしま施設内に一時保管し、2号炉稼働後に処理を行いますが、残る1,200トンにつきましては一時仮置きによる保管基準が厳しく、最終処分場による仮置きは困難と判断されますことから、来週中には函館市への外部処理委託を検討しているところです。一日も早い施設の復旧と円滑なごみ処理を推進するため努力してまいりたいとクリーンおしまから報告を受けましたので、皆様方にお知らせいたします。

以上です。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席13番、堀合哲哉君、議席14番、松田兼宗君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に

出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第3 認定第1号ないし認定第4号

○議長（野村 洋君） 日程第3、平成30年第1回森町議会9月会議付託議件、認定第1号から認定第4号までの認定4件を会議規則第37条により一括議題といたします。

なお、討論及び採決については認定議案ごとに1件ずつ行うこととします。

決算審査特別委員会の報告を求めます。

○決算審査特別副委員長（黒田勝幸君） 審査報告書。

平成30年9月4日、平成30年第1回森町議会9月会議において本委員会に付託されました認定議件4件を審査した結果、次のとおり決まりましたので、報告いたします。

1、付託議件名、認定第1号 平成29年度森町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成29年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第3号 平成29年度森町水道事業会計決算認定について、認定第4号 平成29年度森町公共下水道事業会計決算認定について。

2、審査日程及び経過、9月5日、出席委員13名、各担当課長等から決算書及び報告書をもとに、予算の執行状況について説明を受けました。

9月10日、出席委員13名、森町一般会計の歳入及び歳出の款9消防費、項1消防費、目4災害対策費まで及び森町港湾整備事業特別会計、森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の歳入及び歳出について質疑を行いました。

9月11日、出席委員13名、森町一般会計の歳出、款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費から款10教育費、項6保健体育費、目3学校給食費まで及び森町国民健康保険特別会計、森町後期高齢者医療特別会計、森町介護保険事業特別会計、森町介護サービス事業特別会計の歳入及び歳出並びに森町国民健康保険病院事業会計、森町水道事業会計、森町公共下水道事業会計の歳入及び歳出について質疑を行いました。

3、審査の結果、付託された認定第1号から認定第4号まで認定すべきものを決しました。

4、決算審査特別委員会の審査について報告いたします。平成30年第1回森町議会9月会議において本委員会に付託された認定第1号、認定第2号、認定第3号及び認定第4号については、休会中の9月5日、10日及び11日の3日間にわたり慎重審議のもとに審査を終了し、起立採決の結果、認定第1号は賛成多数、認定第2号から第4号までは全員一致で認定すべきものと決しました。

さて、理事者におかれましては、委員会審査の過程で出された意見や要望などを踏まえ、今後の施策に十分反映されることを強く望むものであります。

また、過去の本会議等において議会の十分な理解を前提とした案件の予算化やその決算においても、特に内容の丁寧な説明と十分な理解を得た上で進めることを具申するとともに、委員会審査をさらに円滑に進めるために決算書に説明欄を設け、主な項目及び金額を

表記することなど、わかりやすい決算書の作成を望みます。

さらに、地元経済の回復の兆しが見られますが、近年見られる異常気象による1次産業の影響は否めない状況にあります。そうした要因による地元経済の疲弊により、財源確保が期待できない場合も想定しつつ歳入確保に努める一方、歳出では徹底した無駄を省きながら予算執行管理を適正に行いつつも、町民サービスの低下を招かぬことが重要であると考えます。

なお、本特別委員会は、議長及び監査委員を除く14名で構成した特別委員会ですが、それぞれの立場で出席を願いながら慎重審議したものでありますので、詳細な報告は省略いたします。

以上、委員会報告終わります。

○議長（野村 洋君） これで委員会報告を終わります。

決算審査特別委員会においては質疑、討論を行っておりますので、ただいまの委員会報告に対する質疑、討論を省略いたします。

これから平成30年第1回森町議会9月付託議件について認定議案ごとに討論及び採決をいたします。

まず、認定第1号の討論に入ります。討論ございますか。

念のため、反対討論でしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（野村 洋君） まず、決算審査特別委員会で認定となりました認定第1号に対する反対討論の発言を許します。

○6番（檀上美緒子君） 2017年度一般会計決算に反対します。

2017年度のグリーンピア大沼への補助金は、予算案では1億8,800万円もの計上がされているにもかかわらず、その内訳は何ら明らかにされていませんでした。1億8,800万円もの予算なのにです。そして、このたびの決算では、グリーンピア大沼を売却しなければ7億5,000万円の修理代がかかるとした10年間の修理と設備投資計画に上げられた項目には全く上がっていなかった修理や備品の購入が少なく見積もっても5割を占めています。平成29年、30年の計画となっている冷温水発生器ボイラーの更新や体育館の屋根の防水、火災警報システム更新、圧雪車の更新等は、今回の決算にも今年の予算にも見られませんでした。にもかかわらず、10年間の計画にはない布団やベッド、バス等の購入、テニスコート、フットサルコートやバイキングボードの新設等が30項目ほども並んでいます。もちろん計画どおりに何でもやるべきとは思いませんし、やれるとも思いません。やりながら必要に応じて変更するのは当然ですが、計画が提示されたのは2016年7月です。予算が組まれたのは翌年2017年3月で、6月には1億3,000万の概算払いがなされています。何と1年もたたずして計画の5割も変更になっているのです。しかも、屋根の防水や火災警報システム、冷温水のボイラーといったものより布団やベッド、バイキングボードやテニスコートのほうが優先順位、緊急性が高いとでもいうのでしょうか。補助金支出に当たって、補助金要

綱に沿っているのは当然ですが、売却時に必要とされた7億5,000万円の修理計画との大幅なずれが生じているのですから、その整合性についてしっかりと説明すべきではありませんか。計画が1年もたっていないのに、5割も変更になるなど普通ではあり得ません。グリーンピア大沼の件では、売却時の問題もありますが、補助金の使われ方においても余りにもグリーンピア大沼の言うがまま、町側の検討の甘さを感じざるを得ません。貴重な町民からの税金は、町民が納得する使い方をするのは当然です。ですから、一般会計におけるグリーンピア大沼の補助金の支出のあり方に疑念があり、この決算には反対いたします。

議員各位のご賛同をお願いして、反対討論をいたします。

○議長（野村 洋君） 次に、決算審査特別委員会で認定となりました認定第1号に対する賛成討論の発言を許します。

○8番（佐々木 修君） 認定第1号 平成29年度森町各会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論を行います。

一般会計は、歳入161億9,200万円に対し歳出161億800万とした会計であり、基金取り崩し30億3,800万ある中にも30億2,600万を基金に積み立てをした会計であります。中身を見ますと、長年町民から要望が強かったデジタル防災行政無線戸別受信機の設置、防犯灯のLED化事業、老人福祉政策として高齢者福祉施設整備事業、水産関係にありましてはホタテ貝養殖施設強化対策事業、農業関係にありましては産地パワーアップ事業など森町の基幹産業を支援するなど、主要な予算執行が効果的に行われております。

ただ、会計によっては、人口の減少と思われる収入減があらわれている会計もあり、執行にありましては財源の確保や一層の経費節減を図り、本決算委員会の指摘事項や意見を踏まえて、一層慎重な自治体運営が望まれます。

グリーンピア大沼株式会社につきましては、大変大きな施設であり、町としては賄い切れない施設でありました。サービス業としての大きなホテルですから、町の手を離れても森町としての財産に何ら変わることはありません。今後立派に経営が成り立って運営を続け、利益を出して町に貢献してほしいと願っております。それは、町理事者が決断をし、私たちが議決したものであります。細かいことを言えばさまざまあるでしょうが、それよりも立派に営業してもらうことのほうが私は大事であると思っております。

以上を申し述べて賛成討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上、終わります。

○議長（野村 洋君） ほかに討論ございますか。ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで討論を終わります。

認定第1号 平成29年度森町各会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は認定とするものです。

この決算は、委員会の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

認定第1号については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号の討論に入ります。これから討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) これで討論を終わります。

認定第2号 平成29年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は認定とするものです。

この決算は、委員会の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

認定第2号については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号の討論に入ります。討論ないですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) これで討論を終わります。

認定第3号 平成29年度森町水道事業会計決算認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は認定とするものです。

この決算は、委員会の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

認定第3号については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号の討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) これで討論を終わります。

認定第4号 平成29年度森町公共下水道事業会計決算認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は認定とするものです。

この決算は、委員会の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

認定第4号については、認定することに決定しました。

◎日程第4 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第8号 平成30年度森町一般会計補正予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第8号についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年度森町一般会計補正予算の第5回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,692万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ115億1,149万4,000円にしようとするものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。本案は、9月4日の台風による被害の復旧修繕経費並びに9月6日の北海道胆振東部地震の対応に要した経費を計上しようとするものです。

4ページをお開き願います。歳入では、財源調整のため財政調整基金繰入金、繰越金をそれぞれ計上しております。

6ページからの歳出についてご説明いたします。款6農林水産業費、項2林業費の100万円は、濁川地区の小規模治山施設の水路が土砂で閉塞したため、土砂の撤去費用を計上しようとするものです。資料ナンバー14を提出しております。

続いて、項3水産業費、目1水産業総務費の395万3,000円は、復旧作業で発生した災害ごみの処理手数料のほか、災害ごみや土のう用の砂の運搬に係る建設機械借り上げ料を計上しようとするものです。

また、目3水産施設管理費の800万円は、台風により損壊した水産系副査物再資源化施設の屋根の修繕をしようとするものです。資料ナンバー15を提出しております。

続いて、款8土木費、項2道路橋梁費の100万5,000円は、台風による倒木処理費、項3河川海岸費の156万6,000円は河川洗掘の補修、埋塞土砂の撤去費用等を計上しようとするものです。資料ナンバー16、17を提出しております。

次に、8ページ、9ページの款9消防費、目1常備消防費の9万6,000円は、行方不明者の捜索活動のため森町消防本部より隊員8名を厚真町に派遣した際の経費を計上するものです。

続いて、目4災害対策費の123万円ですが、節3職員手当につきましては、災害対応に当たった職員の時間外勤務手当をこの科目に集約していることから増額計上するものです。また、節11需用費と節12役務費につきましては、停電時における砂原消防支署、度杭崎団地、彦澗集落センター等の井戸ポンプのくみ上げ等に使用した発電機の燃料費及び設置手数料を計上するものです。

続いて、款10教育費、項2小学校費の6万円は、森小学校、濁川小学校及び石倉小学校敷地内の倒木処理手数料を計上しようとするものです。

また、項3中学校費の1万7,000円は、砂原中学校グラウンドの倒木処理手数料を計上し

ようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。

○5番（山田 誠君） 6ページ、7ページ、水産施設管理費の中の修繕費800万あります。これは水産系廃棄物のばんけいのあれだと思うのだけれども、台風で屋根破損、修理しなければならないと、風、台風が来ると毎度修理しているわけ。これ腐食して屋根が持っていかにているのか、いるのであればもう少し腐食のしない材料を使うとか、何とか耐用性を考える必要があるのではないか。来るたびに毎度修理しなければならないと。それだったらもう少し金かけて、延命措置をとるような格好も必要だと思うのだ。毎度毎度修理、修理、修理、これはやっぱりいかなものかなと思うのだけれども、今回の風だってそんなに吹いていないでしょう。多分30メートル以下だと思うのだけれども、だからそういう風でも屋根が持っていかれるということは、構造的に欠陥があるのか、物が腐食していくのか、そういうものをきちんと検証して、今後余り起きないような格好を対策をとるべきだと思うのだけれども、いかがですか。

○水産課長（岩井一桐君） お答えいたします。

当該施設につきましては、建設から15年たっておりまして、やはり経年劣化によるものと、あと発酵の際にどうしてもガスが発生しまして、それによって屋根材等の腐食というものが発生してございます。その屋根材をとめている箇所というのが穴をあけてボルトどめしておりまして、どうしてもそういったところからの腐食が特に進んでいる状況でございまして、最近よく風で屋根が飛んで修理はしているのですけれども、27年度あたりからただ屋根を交換するのではなくて、より腐食に耐えられるものに変えてございまして、なおかつボルトのとめる部分につきましてもより強固にコーティングするなどといった対応を講じているところでございます。

以上でございます。

（何事か言う者あり）

○水産課長（岩井一桐君） 今後につきましては、限られた財源ではございますので、その状況等々を考慮しながら予算計上等についても検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○15番（宮本秀逸君） 全く今の山田議員のところと同じでございすけれども、本当にいいかげんにしてくれみたいな気持ちになるくらい台風が来るとここはいかれるところでございますから、ぜひその対策をお願いしたいと思っております。

ここの屋根の面積、坪数は幾らぐらいですか、壊れたところは。

○水産課長（岩井一桐君） お答えいたします。

今回の被災した箇所につきましては、約100平方メートルの面積になってございます。

以上でございます。

○15番（宮本秀逸君） そうすると、平米当たり大体8万円ぐらいかかるという見方でよ

ろしいのですか。

○水産課長（岩井一桐君） お答えいたします。

足場等々の材料費もございますので、過去の修繕の経緯等を考慮しまして約8万円と算定してございます。

以上でございます。

○7番（河野文彦君） 同じく屋根の修繕費の件なのですが、この建物って火災保険は加入されていますか。

○契約管理課長（山田真人君） お答えいたします。

建物災害保険につきましては、保険給付手続これからの作業でございます。保険給付の対象になるか否かについては、現時点では未定でございます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第9号 平成30年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、議案第9号についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成30年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第1回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額は変更せずに、歳入歳出それぞれ4,914万1,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。歳入の変更はございませんが、歳出の款1項1目1総務事業費、節27の公課費につきましては、このほど今年度納付すべき消費税及び地方消費税額が確定したことに伴いまして、執行残となります31万5,000円を減額し、平成30年台風21号で被災しました施設外壁などの修繕費として、節11需用費の修繕料へ31万5,000円を充当するものでございます。資料ナン

バー15ページを提出してございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 意見書案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第6、意見書案第1号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第6、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 意見書案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第7、意見書案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第7、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 意見書案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第8、意見書案第3号 2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第3号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第8、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議員の派遣について

○議長（野村 洋君） 日程第9、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第 10 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（野村 洋君） 日程第10、休会中の所管事務調査等の申し出についてを議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） これをもちまして平成30年第1回森町議会9月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、平成30年第1回森町議会9月会議を終了いたします。

ご苦労さまでした。

休会 午前10時38分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成30年9月14日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員